山 鹿 市 議 会 会 議 録

平成２６年（第２回）６月定例会

山　鹿　市　議　会

平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	5月　30日	金	開会・提案理由説明	
2	5月　31日	（土）	休　会	
3	6月　1日	（日）		
4	6月　2日	月		
5	6月　3日	火	休会（発言通告締切午後5時まで）	
6	6月　4日	水	休　会	
7	6月　5日	木		
8	6月　6日	金	質疑・一般質問	
9	6月　7日	（土）	休　会	
１０	6月　8日	（日）		
１１	6月　9日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
１２	6月１０日	火	本会議なし	建設経済
１３	6月１１日	水		福祉厚生
１４	6月１２日	木		総務文教
１５	6月１３日	金		議会運営
１６	6月１４日	（土）	休　会	
１７	6月１５日	（日）		
１８	6月１６日	月		
１９	6月１７日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会

目　　次

第１号（５月30日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 3

３．出席議員 …… 4

４．欠席議員 …… 4

５．説明のため出席した者 …… 4

６．事務局職員出席者 …… 5

７．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

８．日程第２　会期の決定 …… 7

９．日程第３　表彰状の伝達 …… 7

10．日程第４　議案第63号～議案第74号
報告第４号～報告第10号 …… 11

11．提案理由の説明 …… 12

（１）議案第63号（幸村市民部長） …… 12

（２）議案第64号（幸村市民部長） …… 13

（３）議案第65号（幸村市民部長） …… 13

（４）議案第66号（有働総務部長） …… 14

（５）議案第67号（幸村市民部長） …… 14

（６）議案第68号（木村教育部長） …… 15

（７）議案第69号（有働総務部長） …… 15

（８）議案第70号（有働総務部長） …… 16

（９）議案第71号（有働総務部長） …… 16

（10）議案第72号（有働総務部長） …… 17

（11）議案第73号（池田副市長） …… 17

（12）議案第74号（池田副市長） …… 17

（13）報告第４号（原建設部長） …… 17

（14）報告第５号（坂梨福祉部長） …… 18

（15）報告第６号（坂梨福祉部長） …… 18

（16）報告第７号（有働総務部長） …… 19

（17）報告第８号（有働総務部長） …… 19

（18）報告第９号（阿蘇品水道局長）　…… 19
（19）報告第10号（原建設部長）　…… 20
12．散　会　…… 20

第２号（６月６日）

１．議事日程　…… 23
２．本日の会議に付した事件　…… 23
３．出席議員　…… 23
４．欠席議員　…… 24
５．説明のため出席した者　…… 24
６．事務局職員出席者　…… 25
７．日程第１　質疑・一般質問　…… 26
（１）服部　香代君一般質問　…… 26
○木村教育部長答弁　…… 27
（２）服部　香代君一般質問　…… 28
○木村教育部長答弁　…… 29
（３）服部　香代君一般質問　…… 30
○戸次経済部首席審議員答弁　…… 31
（４）服部　香代君一般質問　…… 32
○戸次経済部首席審議員答弁　…… 32
（５）服部　香代君一般質問　…… 33
○戸次経済部首席審議員答弁　…… 33
（６）服部　香代君一般質問　…… 34
○熊野教育部首席教育審議員答弁　…… 35
（７）服部　香代君一般質問　…… 35
○熊野教育部首席教育審議員答弁　…… 37
（８）服部　香代君一般質問　…… 38
○幸村市民部長答弁　…… 39
（９）服部　香代君一般質問　…… 40
（10）冨田　弘海君一般質問　…… 40
○中嶋市長答弁　…… 41
（11）冨田　弘海君一般質問　…… 42
○中嶋市長答弁　…… 43
（12）冨田　弘海君一般質問　…… 44

○木村教育部長答弁 …… 45
(13) 冨田　弘海君一般質問 …… 46
○堀田教育長答弁 …… 47
(14) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 47
○有働総務部長答弁 …… 50
○原建設部長答弁 …… 51
○木村教育部長答弁 …… 52
(15) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 52
○中嶋市長答弁 …… 53
８．散　会 …… 53

第３号（６月９日）

１．議事日程 …… 57
２．本日の会議に付した事件 …… 57
３．出席議員 …… 57
４．欠席議員 …… 58
５．説明のため出席した者 …… 58
６．事務局職員出席者 …… 59
７．日程第１　質疑・一般質問 …… 60
（１）北原　昭三君一般質問 …… 60
○原建設部長答弁 …… 61
（２）北原　昭三君一般質問 …… 61
○原建設部長答弁 …… 62
（３）北原　昭三君一般質問 …… 63
○中嶋市長答弁 …… 63
（４）北原　昭三君一般質問 …… 63
○坂梨福祉部長答弁 …… 65
（５）北原　昭三君一般質問 …… 66
○坂梨福祉部長答弁 …… 66
（６）北原　昭三君一般質問 …… 68
○坂梨福祉部長答弁 …… 69
（７）北原　昭三君一般質問 …… 69
○坂梨福祉部長答弁 …… 70
（８）北原　昭三君一般質問 …… 71

（９）横手　啓介君一般質問 …… 71
○有働総務部長答弁 …… 72
（10）横手　啓介君一般質問 …… 73
○有働総務部長答弁 …… 74
（11）横手　啓介君一般質問 …… 75
○木村教育部長答弁 …… 75
（12）横手　啓介君一般質問 …… 76
○木村教育部長答弁 …… 77
（13）横手　啓介君一般質問 …… 77
（14）吉本　政幸君一般質問 …… 78
○原建設部長答弁 …… 79
○木村教育部長答弁 …… 81
（15）吉本　政幸君一般質問 …… 81
○中嶋市長答弁 …… 82
（16）永田　紘二君一般質問 …… 83
○有働総務部長答弁 …… 84
（17）永田　紘二君一般質問 …… 85
○中嶋市長答弁 …… 85
（18）永田　紘二君一般質問 …… 85
○有働総務部長答弁 …… 86
（19）永田　紘二君一般質問 …… 87
○中嶋市長答弁 …… 87
（20）永田　紘二君一般質問 …… 88
８．日程第２　委員会付託 …… 89
９．散　会 …… 89

第４号（６月17日）

１．議事日程 …… 93
２．本日の会議に付した事件 …… 93
３．出席議員 …… 94
４．欠席議員 …… 95
５．説明のため出席した者 …… 95
６．事務局職員出席者 …… 95
７．日程第１　議案第63号～議案第74号 …… 97

８．各委員長の報告 …… 97
（１）建設経済常任委員長報告 …… 98
（２）福祉厚生常任委員長報告 …… 99
（３）総務文教常任委員長報告 …… 100
９．質　疑 …… 101
10．討　論 …… 101
11．採　決 …… 101
12．日程追加　日程第２　議案第75号 …… 103
13．提案理由の説明 …… 103
（１）議案第75号（有働総務部長） …… 103
14．質　疑 …… 103
15．討　論 …… 104
16．採　決 …… 104
17．閉　会 …… 104

５月３０日（金曜日）

平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成26年５月30日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　表彰状の伝達

第４　議案第63号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）

議案第64号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第65号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号））

議案第67号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例

議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）

議案第70号　財産の取得について

議案第71号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について

議案第72号　固定資産評価員の選任について

議案第73号　人権擁護委員の推薦について

議案第74号　人権擁護委員の推薦について

報告第４号　専決処分の報告について

報告第５号　専決処分の報告について

報告第６号　専決処分の報告について

報告第７号　平成25年度山鹿市一般会計継続費繰越しの報告について

報告第８号　平成25年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

報告第９号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算繰越しの報告について

報告第10号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

欠席議員（１名）

４番	稲葉　昇君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働　博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君

建設部長	原　弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森　康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長	金光一誠君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
総務課長	大林秀樹君
福祉課長	野田勝年君
都市計画課長	中原　忍君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方　栄君
山鹿市民医療センター総務課長	冨田龍也君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（藤原　弘君）

ただいまから平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

○市長（中嶋　憲正君）

本日ここに平成26年６月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度もはや２カ月が経過いたしました。ご案内のとおり、本年度は合併10年目という節目の年であり、これまでの10年の歩みの検証とあわせまして、当面する諸課題に対しまして、職員一丸となって取り組みを進めるべき重要な年であります。議員各位のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

また、その全容が見えてまいりました新庁舎につきましては、おかげをもちまして第１期工事が順調な進捗を見せ、秋には予定どおりの落成を見るものと思っておるところでございますが、これに先立ち、本年４月から利便性が高く、より簡素で効率的な行政運営を目指し、新たな組織体制をスタートさせたところでございます。

新庁舎での業務開始までのこの半年間につきましては、各部署の配置等でご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、懇切丁寧なるご案内と対応によりまして、市民の皆様へのご理解を図りながら、今後とも確実な事務執行に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

幸いにもこれまで大きなトラブル等もなく、おおむね良好な形での事務執行が図られているものと思っているところでございますが、これもひとえに市民の皆様、並びに市議会を初め、関係各位のご理解とご協力のたまものと、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げる次第であります。

本定例会においてご審議いただきます議案は、条例５件、予算２件、財産の取得１件、人事案件３件、その他１件で、報告が７件であります。これら諸議案につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原　弘君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において永田　紘二君、横手　啓介君を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（藤原　弘君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月17日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

○

日程第３　表彰状の伝達

○議長（藤原　弘君）

日程第３、表彰状の伝達を行います。

去る５月28日、東京日比谷公会堂におきまして、第90回全国市議会議長会定期総会が開催されました。

その際、議員在職15年以上の表彰を丸山　寛治君、太田黒　鐵郎君、永田　紘二君、堀　茂幸君、池田　誠一君、藤本　峰秀君が受賞されました。よって本日その表彰状の伝達を行います。

受賞者の方々は、演壇のほうにお願いいたします。

［表彰状伝達］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
丸山　寛治　殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十六年五月二十八日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
太田黒　鐵郎　殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十六年五月二十八日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
永田　紘二　殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十六年五月二十八日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
堀　茂幸　殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十六年五月二十八日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
池田　誠一　殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十六年五月二十八日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
藤本　峰秀　殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十六年五月二十八日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

受賞者の方々には、まことにおめでとうございました。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

日程第４　議案第63号～議案第74号

報告第４号～報告第10号

○議長（藤原　弘君）

日程第４、議案第63号から報告第10号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）

議案第64号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第65号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号））

議案第67号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例

議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）

議案第70号　財産の取得について

議案第71号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について

議案第72号　固定資産評価員の選任について

議案第73号　人権擁護委員の推薦について

議案第74号　人権擁護委員の推薦について

報告第４号　専決処分の報告について

報告第５号　専決処分の報告について

報告第６号　専決処分の報告について

報告第７号　平成25年度山鹿市一般会計継続費繰越しの報告について

報告第８号　平成25年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

報告第９号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算繰越しの報告について

報告第10号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年３月31日に公布され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容が引用条項の移動に伴う整備及び読みかえ規定並びに文言の整備を含め多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点についてご説明をさせていただきます。

まず１点目は、法人住民税の法人税割について、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的に、法人住民税の法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化を進めるため、税率を改定するものです。

現行の14.7％を12.1％に引き下げるもので、平成26年10月１日以後に開始する事業年度から適用するものです。

２点目は、固定資産税等の課税標準の特例について、平成26年４月１日から平成29年３月31日までの間に取得されたノンフロン製品に対して課する固定資産税について、取得後３年度分に限り、課税標準の特例割合を４分の３とするものです。

３点目は、軽自動車税の標準税率の改定について、原動機付自転車、２輪の軽自動車及び２輪の小型自動車に係る標準税率を現行の約1.5倍に改めますとともに、改定後の税率が2000円に満たない場合は2000円とするものです。

また、３輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車に係る標準税率について、自家用乗用車にあっては現行の1.5倍に、その他の区分の車両にあっては現行の約1.25倍に改めることとし、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものです。

ただし、平成27年３月31日以前に、初めて車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車については、現行の税率のまま据え置くこととするものです。

４点目は、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、平成28年度以降、３輪以上の軽自動車に対して、当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税について、改定後の標準税率のおおむね20％の重課税率を適用するものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定の除き、平成26年４月１日から施行

し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案も議案第63号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、平成26年３月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容は、都市計画税の課税標準の特例に関する規定において、引用する法律の条項を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行することとし、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第65号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年３月31日に交付され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

国民健康保険税の課税額の限度を定めております地方税法施行令第56条の88の２及び国民健康保険税の減額につき規定されております同例第56条の89が改められましたことに伴い、本条例第２条及び第23条の規定中、後期高齢者支援金等課税額14万円を16万円に、介護納付金課税額12万円を14万円に改めますとともに、国民健康保険税の減額の基準に関し、５割減額の対象となる所得の算定における被保険者等の数に世帯主を含めることとし、２割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げるものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行することとし、必要な経過措置を定めることといたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は県内で発生した家畜伝染病の感染防止を図る防疫対策経費について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）を専決第７号として、４月14日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお開き願います。

第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に108万8000円を追加し、総額を296億8508万8000円とするものであります。

10ページをお開き願います。

３歳出、（款）農林水産業費、（目）畜産業費の補正額108万8000円は、去る４月に球磨郡内で発生した高病原性鳥インフルエンザ及び県内養豚場で流行している豚流行性下痢の感染拡大を防止するため、消毒薬散布等による防疫対策を図るものであります。

鳥インフルエンザにつきましては、５月８日熊本県により終息宣言がなされましたが、豚流行性下痢につきましては、引き続き防疫対策を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

議案第67号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方交付税の特別措置の対象となる集積区域における固定資産税の課税免除の適用期限が延長されたことに伴い、これに係る課税免除の措置を講ずるため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の内容は、固定資産税の課税免除の対象となる家屋等を有する施設に係る計画の同意期限を平成28年３月31日までの２年間延長するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成26年４月１日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

議案第68号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の２、第３項の規定に基づき、山鹿市カルチャースポーツセンターの管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

主な改正点について、条文によってご説明申し上げます。

まず、第16条は指定管理者による管理の規定で、カルチャースポーツセンターの管理を指定管理者に行わせることができる旨を規定しております。第17条は、指定管理者の業務の規定で、利用の承認に関する業務等を規定しています。第18条は、利用料金の規定で、指定管理者に利用料金を収受させることができること等を規定しています。

また現在、規則において規定しています施設の休場日と利用期間及び利用時間につきまして、条例事項として第４条及び第５条において、改めて規定をいたしております。そのほか条文の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に5236万4000円を追加し、総額を297億3745万2000円とするものであります。

４ページをお開きください。

第２表、地方債補正につきましては、浄化槽設置整備事業に係る地方債を増額するものであります。

次に、補正予算の主なものにつきまして、ご説明いたします。

14ページをお開きください。

（款）民生費、（目）児童福祉総務費の補正額1252万8000円は、今年度予定の三玉保育園増改築工事に係る助成につきまして、労務単価等の高騰に伴う国の補助単価見直しにより増額するものであります。

（款）衛生費、（目）環境対策費の補正額4207万6000円につきましては、農業集

落排水事業の計画区域見直しに伴う浄化槽設置整備事業に係る重点地区拡大により、設置希望者の急増に対応するものであります。

15ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農地費の補正額1391万5000円の減額は、農地・水路・農道等の維持管理体制の拡充、強化を図る新たな制度への転換により、既存事業の農地・水保全管理交付金事業を減額し、農地の多面的機能の維持、増進を図る新たな事業である多面的機能支払交付金事業へ移行するものであります。

次に、（款）商工費、（目）商工総務費の補正額413万6000円は、県の緊急雇用創出基金事業の追加内示により、雇用拡大を図るものであります。今回はカルチャー教室の企画・運営、ネットショップ運営の研修など、人材育成に係る事業が対象であります。

16ページをお開きください。

（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額300万円は、寄附行為に基づき、奨学基金の拡充を図るものであります。

次の、（目）学校管理費の補正額46万8000円、その下の教育振興費の補正額21万6000円、並びに17ページの教育振興費の補正額117万5000円は、いずれも文部科学省、または熊本県の研究指定を受け、学習指導の改善、学校運営の充実を図るものであります。

17ページ中段の（目）社会教育施設費の補正額250万円は、自治総合センターのコミュニティー助成事業の採択を受け、地域コミュニティー活動の充実を図るものです。対象地区は下宮区であります。

続きまして、議案第70号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

消防団に配備いたします消防小型動力ポンプ積載車の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

取得する財産は、普通自動車型の消防小型動力ポンプ積載車７台です。その内訳でございますが、消防車両の更新基準に基づきまして、20年を経過した車両の更新が６台及びポンプ車から普通自動車型への車種変更による新規導入が１台であります。

契約の方法は指名競争入札であり、取得金額は2664万3600円でございます。

契約の相手方は、熊本市中央区神水二丁目６番７号、野々村ポンプ株式会社、代表取締役湯本　淳二でございます。

続きまして、議案第71号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本市と菊池市の境界変更により、合併前の植木町の区域に変更が生じたことで、山鹿植木広域行政事務組合が共同処理する事務の区域も変更になることから、同組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第72号　固定資産評価員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、本年４月の人事異動に伴いまして、市民部税務課長梅崎　康二を本市固定資産評価員に新たに選任するため、地方税法第404条第２項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第73号及び議案第74号　人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

両案は人権擁護委員のうち、２名の委員が平成26年９月30日をもちまして、任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会のご意見を求めるものでございます。

議案第73号では、藤森　純也氏の任期満了に伴い、再度同氏を推薦しようとするものでございます。

議案第74号では、現委員原口　洋子氏の任期満了に伴い、新たに原田　勇氏を同委員に推薦しようとするものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

報告第４号　専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、市営住宅に係る家賃及び住宅の明け渡しの請求に関する訴えの提起について専決いたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により報告するものでございます。

市営住宅の家賃滞納につきましては、滞納整理方針に基づき、厳正な姿勢で臨み、市営住宅の健全運営並びに適正管理を目指し、法的措置を含めた滞納整理を行っているところでございます。

専決第２号　専決処分書、市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成26年３月25日に次のとおり専決処分したものでございます。

当事者でございますが、原告は山鹿市、被告は記載の５名でございます。

事件の概要でございますが、被告らは、次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、山鹿市営住宅条例第40条第１項に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものでございます。

団地名ほか、氏名、滞納額は記載のとおりでございます。

請求の趣旨につきましては、被告らは、原告に対し、前項記載の建物を明け渡すこと。被告らは、前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から前項記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃相当額を損害金として支払うこと。訴訟費用は、被告らの負担とする、以上を内容として提訴するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

報告第５号　専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成26年１月６日午前９時40分ごろです。

相手方の住所氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要は、山鹿市健康福祉センター南側駐車場において、通路を公用車が直進していたところ、駐車枠内から後進してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものです。

損害賠償の額は７万2600円です。

和解事項としまして、山鹿市は、相手方に対し、本事故に関する一切の賠償金として記載のとおり金額を支払い、山鹿市と相手方は本和解条項に定めるほか、本事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

次に、報告第６号　専決処分について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告

を申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成25年９月26日午前11時35分ごろです。

相手方の住所氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要は、公用車が市道宗方17号線から国道325号に右折する際に、菊池市方面から直進してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷するとともに、相手方を負傷させたものでございます。

損害賠償の額は28万3837円です。

和解事項としまして、山鹿市と相手方それぞれの賠償金を相殺し、山鹿市が相手方に対し27万6864円を支払い、山鹿市と相手方は、本和解条項に定めるほか本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

報告第７号　平成25年度山鹿市一般会計継続費繰り越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお開きください。

（款）総務費の市庁舎等建設事業に係る継続費につきまして、記載のとおりそれぞれ平成25年度から平成26年度へ逓次繰り越しを行ったものです。

続きまして、報告第８号　平成25年度山鹿市一般会計繰越明許費繰り越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、ご報告いたします。

これは、さきの３月定例会におきまして議決をいただいております繰越明許費６件に係る報告です。

２ページをお開き願います。

（款）民生費、（項）児童福祉費、子ども・子育て支援事業ほか、五つの事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ平成26年度へ繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

阿蘇品水道局長。

［水道局長　阿蘇品　元晴君　登壇］

○水道局長（阿蘇品　元晴君）

報告第９号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算繰り越しにつきまして、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお願いします。

平成25年度山鹿市水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。

（款）資本的支出、（項）建設改良費、方保田水源地・配水池整備事業に係る予算計上額２億3292万5000円に対し、記載のとおり平成25年度から平成26年度に繰り越しを行ったものです。

財源は企業債、当年度損益勘定留保資金です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

報告第10号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算繰り越しにつきまして、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお願いいたします。

平成25年度山鹿市下水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。

（款）資本的支出、（項）建設改良費、山鹿浄水センター・大坪ポンプ場改築更新事業に係る予算計上額４億4400万円に対し、記載のとおり平成25年度から平成26年度に繰り越しを行ったものです。

財源は、国庫補助金、企業債、当年度損益勘定留保資金です。

以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時42分　散会

～～～

６月６日（金曜日）

平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成26年６月６日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）放課後児童クラブの拡充について

（２）伝統的工芸品「山鹿灯籠」の継承について

（３）帰国・外国人児童生徒の日本語指導について

（４）レジ袋削減の取り組みと効果について

２．冨田　弘海

一般質問

（１）今後の常備消防体制の整備方針について

（２）地域自治振興交付金について

（３）菊鹿地域の統合小学校（通学路の安全対策）について

３．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）災害発生時の避難場所等について

（２）分田橋早期かけかえへの取り組みについて

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

１番　服部香代君
２番　冨田弘海君
３番　永田　健君
５番　冨丸洋一郎君
６番　藤本峰秀君
７番　北原昭三君

８番	芹　川　正　美　君
９番	藤　原　　豊　君
10番	平　井　邦　廣　君
11番	吉　本　政　幸　君
12番	池　田　誠　一　君
13番	堀　　茂　幸　君
14番	永　田　紘　二　君
15番	横　手　啓　介　君
16番	藤　原　　弘　君
17番	太田黒　鐵　郎　君
18番	丸　山　寛　治　君
19番	寺　崎　勇　児　君
20番	丸　山　康　昭　君

○

欠席議員（１名）

４番	稲　葉　　昇　君

○

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正　君
副市長	池　田　永　実　君
教育長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	有　働　　博　君
市民部長	幸　村　英　星　君
福祉部長	坂　梨　真　樹　君
経済部長	栃　原　栄　一　君
経済部首席審議員	戸　次　由　夫　君
建設部長	原　　弘　文　君
教育部長	木　村　厚　男　君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯　田　啓　詩　君
首席審議員兼会計管理者	米加田　純　正　君
総務部次長兼秘書企画課長	早　田　弘　隆　君
福祉部次長	川　崎　美　明　君
経済部次長	金　光　一　誠　君

建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
教育部首席教育審議員	熊野浩君
防災対策課長	宮崎錦也君
地域生活課長	吉里明弘君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	古江光拡君
国保年金課長	野田修誠君
建設課長	大坂榮一君
山鹿市民医療センター経理課長	永田臣司君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号１番、服部　香代です。発言通告に従いまして４件、一般質問させていただきます。

まず最初に、放課後児童クラブの拡充について質問させていただきます。

いわゆる学童保育と呼ばれており、おおむね小学校３年生まで利用していますが、６年生までの利用もできることになっています。山鹿市でも、ほぼ全市にわたって設置されております。共働き家庭でおじいちゃん、おばあちゃんと同居していない、あるいは近くに住んでいない家庭では必要不可欠となっています。平成26年４月23日での小学校１年生から３年生までの利用者数は486人、市全体の１年生から３年生は1,355人ですから35.8％の子どもたちが利用していることになります。学校別では、一番少ないところが24.6％、多いところは100％でした。子どもの数は減少していっても放課後児童クラブの利用者は増加の一途をたどっています。これほど多くの子どもたちが日常的に過ごしている放課後児童クラブですが、一部の保護者や学校関係者、また行政も目的を単なる預かりの場として捉えておられるのではないかと思われることに遭遇することがあります。ここは遊びの中で生活を確立していく場であり、人格形成の場であります。夏休みなどの長期休みを過ごすことを考えれば、１年生にとっては学校生活時間より放課後児童クラブで過ごす時間のほうが長いのではないかと思われます。

そういった子どもの育ちの重要性を再認識して、平成26年４月30日に厚生労働省令第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が出されました。特に第５条には、放課後児童健全育成事業の一般原則が明記されました。これは大変重要で、またすばらしい内容を盛り込んでありますので読ませていただきます。

「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、

その保護者が労働等により昼間､家庭にいない者につき家庭･地域等の連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう当該児童の自主性・社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。」とあります。

どこがすばらしいのかと、首をかしげられた方がおられるかもしれません。そうなんです、これは当たり前のことです。当たり前のことばかり言っています。家庭にかわる場を過ごす子どもには、当たり前のことばかりなんですが、それが過去にはただの託児という感覚で見られてきたので、こういった概念は置き去りにされてきました。だから、あえてこの文言を入れた第５条の策定は本当にすごいものだと評価したいと思います。

また、昨今の放課後児童クラブに対するニーズの増大や多様化、大規模化は著しく、もはやそれを放置できない状態となっています。そのために国として放課後児童クラブの基準を策定し、その質の確保と運営の平準化を図ることとなりました。さきの厚生労働省令第63号をもとに各自治体でも今年度中に放課後児童クラブの基準条例を策定することになっています。その条例策定に当たっては、実際に子どもの育成に携わっておられる現場の指導員の意見をぜひとも取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、山鹿市では子ども・子育て会議が設置されておりませんが、今後設置の予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の一般質問の１点目、放課後児童クラブの拡充についてお答えいたします。

放課後児童クラブは保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭にかわる生活の場を確保し、適切な遊びや生活の指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図るとともに保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的としているところでございます。本市におきましては、山鹿市放課後児童健全育成事業実施要綱及び国・県の放課後児童クラブガイドラインに基づき、15クラブが開設されております。放課後児童クラブ登録児童数の割合は、服部議員がおっしゃいましたとおり約36％となっており、利用者数は年々増加している状況にあります。

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度におきましては、放課後児童クラブの設備及び運営について厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされたところでございます。本市では、山鹿市次世代育成支援行

動計画推進等協議会で慎重に審議を行い、放課後児童クラブ運営委員会や指導員の方々のご意見を伺いながら、放課後児童クラブに関する基準条例案を作成をいたしまして９月議会に上程する予定でございます。また子ども・子育て支援法に基づく山鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましても、子ども・子育て会議の設置を初め、放課後児童クラブの事業計画等について十分に市民の皆様の意見を伺いながら計画に取り入れ、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

現在の運営は、国や県のガイドラインをもとに出されていると思いますが、設備・施設の項で児童１人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積の確保とされています。省令第63号第９条に設備の基準がありますが、その２項は「専用区画の面積は児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない」とうたってあります。つまり１人につき畳１畳分ということです。それが、山鹿市では基準にはほど遠いものになっています。

例えば米田小学校のつくしクラブは19.8平方メートル、およそ12畳のスペースに29人で１人当たり0.68平方メートルです。また来民小学校の鹿本町放課後児童クラブに至っては26.9平方メートル、およそ16畳に48人、0.56平方メートルというありさまです。鹿本町放課後児童クラブは、鹿本児童館内にあるため87.1平方メートル、約52畳ほどですが、教室ほどの広いスペースの部屋も利用はしていますが、ある一定の時間のみです。夏休みなど長期休みのときは、児童館利用者もいて同時に70名ほどの子どもたちが遊んでいるという状態です。指導員の安全確保の見守りも相当大変なものだと想像がつきます。また、さきの省令の第９条第３項には「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とあります。児童館と放課後児童クラブが同じ施設を共有するには、省令に照らし合わせても多くの問題を含んでいます。ただ、この１人当たりの専用スペース確保というのは、県内のどのクラブにおきましても満たしているところはほとんどありませんが、熊本市の平均が1.1平方メートルということからも、山鹿がいかに厳しいものかということがおわかりいただけると思います。

平日の夕方は２、３時間ほどですが、夏休みとなると朝７時半から夕方６時まで、クラブによっては６時半までというところもあり、実に11時間もの間、この１人当

たり50センチメートル四方のスペースで生活をするという計算になるわけです。当然、専用スペースが確保できず、体調が悪いときに休めるところもない状態です。この広さの数値をどう認識しておられるのでしょうか。先ほど、適切な遊びや生活の指導をする場だと言われましたが、そのためには部屋の広さも当然ですが、屋外で遊べる場も当然必要になってきます。そこを確保することも大事だと思われます。

またスペースの問題で、これ以上子どもを受け入れることは困難だとして、現在は利用を待ってもらっているという方もおられます。いわゆる待機児童です。保育園までは預かってもらい、お母さんも仕事ができたのに、小学校入学後に放課後児童クラブに入れなければ仕事をやめざるを得なくなってしまうということも出てきてしまいます。全国では「小１の壁」と言われて、たびたび報道もされておりますが、山鹿にもこういう実態があるのです。

「日本一子育てがしやすいまちを目指している」と３月議会の答弁でも伺いました。こういうところにぜひ支援をしていただきたいと思います。市長、教育長、１時間でも30分でも、ぜひ放課後児童クラブに行って、子どもたちと一緒におやつを食べてきてください。実態がよくおわかりになるのではないかなと思います。内閣府指導のもと、文部科学省と厚生労働省が連携して取り組まれておりますが、使用する施設は空き教室等を含めた空き施設の利用を推進されております。事業主体の市が責任を持って、衛生的で安全な施設の確保に努めていただきたいと思います。

また、来年度からは指導員の資格認定制度も実施されます。さまざまな子どもたちとのかかわり方、発達障害児の支援のあり方、保護者とのコミュニケーションなど指導員としての知識や技能を広く習得し、専門性の向上を目指すものであります。指導員のスキルアップの研修については、どうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

２回目のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの設置場所につきましては登録児童の増加により、一部のクラブで施設が手狭になっている状況がございます。それぞれのクラブの運営委員会と連携を図りながら、よりよい環境で児童が過ごせるよう学校を含む既存の公共施設等の活用を検討してまいります。

運営委員会及び指導員の育成・研修につきましては、国の基準の中で都道府県による研修の義務づけが規定してあります。市といたしましても、年２回の独自の研

修を実施しておりますが、今後は一層積極的に指導員の育成・研修を推進してまいりたいと考えております。

最後に放課後児童クラブにつきましては、児童の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立の支援という二つの目的を達成するため、保護者、運営委員会及び指導員、小学校、山鹿市が十分に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

各クラブの運営は、それぞれの運営委員会で行われているようですが、クラブ間で格差が起こらないように事業主体である市がリーダーシップをとり、責任を持って運営に関しての指導を行っていってほしいと思います。義務教育や就学前教育、保育施設の基準に比べて、放課後児童クラブの基準は子どもの過ごす時間の長さに鑑みて著しく貧弱です。山鹿市放課後児童健全育成の基準条例の策定を契機として放課後児童クラブの充実が図られ、子どもたちの放課後生活が豊かに展開されていく社会がつくられていくことを心より願うものであります。

では、続きまして２点目の昨年度、伝統的工芸品に登録された「山鹿灯籠」の継承について質問したいと思います。

山鹿灯籠は、平成25年12月26日に経済産業省から正式に伝統的工芸品に指定されたことは、皆様ご承知のとおりであります。熊本県では小代焼、天草陶磁器、肥後象嵌に続き４件目です。選考委員からは「これほどの技術がありながら、なぜ今まで指定を受けなかったか」と大変に高い評価を受けました。山鹿市にとっては大変にうれしいことであり、また誇りに思います。しかし、せっかく国指定の伝統的工芸品となったのに、現状のままでは途絶えてしまうのではないかと危惧する材料が幾つかあるので、そのことについて質問いたします。

まず、原材料についてです。この山鹿灯籠は和紙が重要になりますが、その原材料の楮は山鹿市鹿北町及び菊鹿町で生産されているということです。楮にも、いろいろ品種があるようで、繊維の長い山鹿産のものが灯籠づくりには適しているそうです。今のところ、楮の生産には心配はないそうですが、問題は和紙づくりです。現在、八女の松尾　美津子さんただお一人が山鹿灯籠用の和紙をすいておられますが、80代という高齢のため、ことしでおやめになる可能性もあると聞いています。今後２、３年分のストックはあるそうですが、その後は全くめどが立っていないと

いうことを耳にしまして、大変不安に思っております。過去には松尾さんのもとで和紙づくりを学ばれた方がおられて、後継者として期待されましたが、残念ながら現在は山鹿灯籠用の和紙はつくっておられません。松尾さんは、「自分は紙すきをやめても今なら指導することはできる」と言われています。できるなら、豊前街道に紙すきの工房を構えて、八女の松尾さんのもとに通って技術を習得しながら、山鹿でも修行を重ねる、そんな取り組みはできないものでしょうか。山鹿灯籠は、この特殊な和紙がなければつくることはできないのですから、山鹿市が率先して原材料の楮や和紙を安定的に供給できるための策を講じないと先行きが心配です。何か対策はお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。戸次首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

服部議員の一般質問の２点目、伝統的工芸品「山鹿灯籠」の継承についてお答えいたします。

山鹿灯籠につきましては、国指定を目指して平成24年12月、灯籠師を中心とした山鹿灯籠振興会が設立され、昨年７月、国指定の申請を行い、12月26日に経済産業大臣から指定を受けております。指定後は山鹿灯籠振興会が中心となり、東京で開催されました新指定伝統的工芸品展示会への出展や県伝統工芸館におきまして現在、「伝統の技と心　山鹿灯籠展」が開催されているところでございます。また国の伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、今後５年間の事業計画に当たる振興計画の素案づくりに着手され、来年度以降、国の支援を受けるための準備を進められているところでございます。

ご質問の山鹿灯籠の原材料である灯籠用和紙の安定供給についてお答えいたします。

灯籠用和紙につきましては、現在、灯籠師組合において和紙の生産者であります八女の松尾様と逐次話し合いを持たれておりまして、現状では安定的に供給されているとお聞きいたしているところでございます。しかしながら議員ご指摘のとおり、将来的には後継者の問題などもありまして大変重要な課題であるというふうに認識いたしております。今後につきましては、先ほど申しました国の支援策の中に原材料の安定確保というのを目的とした調査事業も支援の対象となっておりますので、山鹿灯籠振興会と十分協議をしながら対応策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

このことにつきましては、平成24年12月議会でも質問され答弁されているところですが､それから状況は変わっていないのではないかという不安がございましたが、既に対応策はとっておられるということで安心いたしました。

次に、国指定の伝統的工芸品となったにもかかわらず、これは本当にすごいことなのに当の山鹿市民の盛り上がりがほとんど感じられません。先ほど言われましたとおり、県の伝統工芸館では３月25日から６月15日という長い間、「伝統の技と心山鹿灯籠展」が開催されておりますが、なぜこういった企画展を山鹿市でしないのですか。指定を受けるまでには数年にわたっての担当課、担当職員の相当な努力があったのだと推察できます。だから、なおのこと指定を受けたのなら間髪入れずにどんどん企画を打っていってもいいのではないかなと思います。

灯籠は伝統的な神社・仏閣などばかりではなくて、近現代の建造物も制作されています。伝統工芸館の展示には九州学院の建てかえ前の校舎全景や日比野　克彦氏デザインの和紙のオブジェである灯籠等が展示してあり、また熊本北警察署に先日行って見てきましたが、北署のあの特徴のある建物が灯籠で制作され展示されております。これは一般市民がなかなか入るところではないところに展示してありますので見ることは、なかなかかないませんが、国指定の伝統的工芸品となったということで北署のほうでも１階の市民の皆さんが見られるようなところに展示を移そうということも計画されているとお聞きしました。そういった余り知られていない灯籠を一堂に集めるとか、先ほど言いました灯籠とは灯籠が祭礼の祭りの場から暮らしの一場面を彩るものへと変化したものであるので、そういった作品を集めるとかいろいろな企画ができると思います。国指定受けた今こそ市民に向けた発信が必要です。灯籠祭にしても、旧山鹿市と旧町ではかなりの温度差があります。それを縮めるチャンスだと捉えていただきたいと思います。

観光客の誘致、外への発信は言うまでもありませんが、これから先、市民に愛され、灯籠祭のときだけでなく年間を通して身近に灯籠を感じることができなければ将来は明るくありません。国指定の伝統的工芸品になったことで、新たな取り組みの予定はありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

戸次首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

２回目のご質問、国指定の市民への周知策についてお答えいたします。

国指定決定の報道は各メディアよりいただいておりますし、広報やまが２月号に国指定に至った経緯、灯籠の歴史、作業工程、関係者の声等を盛り込んだ特集を組み、市民への周知を図っております。また灯籠民芸館での紹介や、２月の「百華百彩」時に、さくら湯休憩室において国指定記念展が開催されたところでございます。

今後の予定といたしましては、山鹿灯籠振興会と連携しながら、新庁舎落成の時期にあわせまして、国指定記念「山鹿灯籠展」の開催に向けての協議を行っているところでございます。今後においても着実に市民への周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

では、今後の課題としてはもう一つありますが、当然、灯籠師の後継者育成も重要です。近年は女性の灯籠師も誕生して、新たなステージが開かれている感じを持っています。しかし新しい後継者が本当に灯籠師で生計を立てていけるかというと、それはかなり厳しい状況なのではないでしょうか。このことは山鹿灯籠が存続していく上で、とても重要なことです。幾ら後継者を育成しても需要がなければ、つまり売れなければ経済は回りません。灯籠祭の奉納灯籠はもちろんですが、それだけではなく全国の神社・仏閣からの制作依頼やさまざまな建造物が山鹿灯籠ではつくれるのですから、例えば先ほど言いましたような九州学院のような建てかえ前の校舎を残すとか、山鹿市でもそうですが、新庁舎建てかえをしている自治体には新旧の庁舎またアート作品として、例えばですが黒川　紀章氏設計の東京六本木の国立新美術館や建築家安藤　忠雄氏の作品である熊本県立装飾古墳館、またイタリア・ベネチアのプンタ・デラ・ドガーナなど市場は国内のみならず世界に目を向けて積極的に顧客を開拓していく必要があるのではないでしょうか。もちろん、市で直接販売するわけではありませんが、国内外各地で展示会を開催するなど販路拡大の充実を図るような施策は何かお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

戸次首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

３回目のご質問、伝統的工芸品としての山鹿灯籠の販路拡大策についてお答えいたします。

山鹿灯籠の販路は現状では広いとは言えず、灯籠師の皆様の活躍の場が少ないという課題がございます。今回の国指定により、新しい商品の開発などさまざまな取り組みに挑戦し、全国にＰＲを行い、販路の拡大につなげる意欲をお持ちでございます。また国からも、それらに関する多様な情報をいただいておりますし、支援メニューも豊富でございますので、これらを活用いたしまして国内はもとより海外をも視野に入れた新商品開発や販路拡大に今後努めてまいりたいというふうに考えております。

市としましては、従来からの後継者育成支援などの継続に加え、国指定後のフォローアップとして、振興計画の作成や灯籠用和紙の安定供給、新商品の開発や販路拡大などの取り組みへの支援を国あるいは県との連携を深めながら進めてまいりたいというふうに考えております。そのことによりまして、山鹿市が誇ります伝統的工芸品山鹿灯籠の確実な継承、ブランドカのさらなる向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

山鹿市の誇り、宝物である山鹿灯籠が未来永劫反映していきますよう市民の１人としてしっかり応援していきたいと思います。ありがとうございました。

では、続きまして３件目の質問に移らせていただきます。

日本語指導が必要な帰国あるいは外国人児童生徒の支援についてお尋ねいたします。

今、経済のグローバル化が示すように各分野での国際化が進んでおり、熊本県内各地に帰国及び外国人の児童生徒が編入してきています。その中には日本語がわからないまま日本人の生徒とともに同じ授業を教室で受けている子どもたちがいます。そして、その子どもたちは県内の幾つかの自治体を除いては日本語指導を受けることなく、何カ月たっても日本語がわからない状況です。日本語指導がなければ、日本語が習得できないだけではなく、教科の学習の内容を理解することも当然できません。しかし子どもたちの多くは、日本での高校進学、就職を希望しており、さらには将来、日本国籍を取りたいと考えている子どももいます。

子どもたちにとって、日本語力は進学を含めて将来を決める大きな要因となっています。熊本市・八代市・菊池市・菊陽町を初め、県内の幾つかの自治体では既に日本語指導を導入されています。

フィリピンを例にとり、少し言葉の説明をさせていただきますと、国語・母国語はフィリピノ語です。公用語はフィリピノ語と英語です。もう一つ、母の語と書いて、語は日本語・英語の語ですが、母の語と書いて母語と言いますが、母語は人間が生まれてから幼少時に自然に習得する言語を言います。フィリピンの場合は、母語はタガログ語やヒリガイノン語を初め172にも及ぶそうです。

山鹿市では、子どもの母語あるいは母国語が話せるサポートティーチャーを配置されたことはありましたが、外国語としての日本語指導はなされているのでしょうか。あわせて山鹿市における帰国・外国人児童生徒の人数及び状況についてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

服部議員の３点目のご質問、帰国・外国人児童生徒の日本語指導についてお答えいたします。

まず､本市における日本語指導の必要な児童生徒は小学校に２名､中学校に２名、合計４名が在籍しております。内訳としまして中国から２名、インドネシアから１名、フィリピンから１名という実態です。保護者の希望によりまして、本来の学年から１年から２年おくらせて編入する場合が多いようです。

教育委員会としましては、現在その４名に日本語指導のサポートティーチャーを配置して児童生徒の支援に当たらせています。日本語指導のサポートについては、特別に個別指導の時間を確保し、個別で日本語の指導に当たったり、授業中当人のそばにいて支援を行ったりしています。また山鹿小学校にある「ことばの教室」に通って指導を受けている児童もいるという状況です。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

特に日常生活に必要な日本語初期指導は重要で、そこから教科学習の日本語指導が必要になってきます。単に５年生の子どもを３年生の教室へというだけでは、日

本語は育ちません。日本語指導として小学１年生の教科書を使ったりしがちですが、これは大きな誤解で国語は日本人のためのもので、日本語は外国語として外国人が勉強するものです。当然、テキストや教材も違ったものが必要になってきます。

また外国から編入してくる子どもたちだけではなく、ダブルリミテッドと呼ばれる子どもたちがいます。一般的に母語となる両親の言葉も日本語も確立できていない子どもたちのことで、二つの言語ともどちらも年齢相応の言語能力がついていない状態です。日本語が全く話せない、理解できないという子どもたちは言語レベルがはっきり判断できますが、ダブルリミテッドの子どもたちは日本生まれであったり、幼少期に日本へ来ており日常会話ができるということで言語に問題があるとは認められず、支援されることはありませんでした。しかし、ここに大きな問題があることがわかりました。家庭環境を少し言いますと、家庭環境は一つは国際結婚で両親のどちらかが外国人または母子家庭で母親が外国人といった家庭です。家庭内で話す内容や話題は低いほうの言語レベルに合わせて話をすることになります。もう一つは、両親とも外国人で家庭内の言語が両親の言葉であっても簡単な日常会話程度の言葉しか使われない家庭です。どちらの場合も経験を通してインプットされるはずの社会・自然・人間関係などの概念の習得が困難で、できていません。人間は言語によって思考しているので、言葉によって物事を考えているので、自分の辞書にない言葉はその概念自体も理解できません。要するに、言葉を知らなければ中身もわからないということです。こうした子どもたちは日常会話は何とかできるので、一見問題なさそうに見えますが、人の話が理解できず内容を記憶できないために忘れ物が多かったり、人の質問を聞かず自分の話せる話題で一方的に話そうとしたり、また極端に語彙が少なく、言いたいことが言えず言いかけて諦めたりします。話をしても、助詞や接続詞、いわゆる「て・に・を・は」が正確に言えず、何を話しているのか相手には理解できないこともあります。学校では、努力をしない、うそをつく、わかっているのにわからないふりをするといった誤解を招き、そういう性格の問題として扱われ、いじめの対象になったり不登校に陥ることもあります。母語も育っておらず、日本語もわからない、自分の確たる言語を持たないというのは本当に悲劇です。思考力・記憶力・理解力・考察力、そのどれもが育たず、考えが非常に短絡的であることから犯罪を犯してしまうことにもつながりかねません。しかしダブルリミテッドだからといって、犯罪を犯すと言っていることではないことを理解していただいた上で発言しますが、先般、栃木県で起こった小学１年生児童の殺害事件で逮捕された犯人は台湾から日本人と再婚した母親を追って小学生のときに来日し、３２歳の現在も日本語はうまく使えていません。小学校時代はいじめに遭い、中学時代も日本語がわからず不登校になり引きこもっていったようです。

典型的なダブルリミテッドだと思われます。また先月、同級生の准看護師を殺害し、中国に逃亡していた犯人の女性はブラジル人で、やはり小学生のときに来日しています。平成25年２月、東京吉祥寺で起こった強盗殺人事件の犯人もルーマニア国籍の17歳の少年でした。両親はルーマニア人で、離婚後、母親と日本に来ていますが、母親も日本語は余りしゃべることはできなかったそうです。少年もいじめで学校には行かなくなっています。このように背景にダブルリミテッドがあることも事実ですが、これが差別や偏見につながってはなりません。言語保障をするための教育は、こういった理由からもますます重要な課題となってくるものと思われます。

日本語指導は資格を持つ専門の指導者が絶対に必要です。日本語初期指導及び日本語指導は文法などさまざまな知識が必要なため、外国人の母国語が話せるというだけでは教えられないのです。平成26年１月14日に文部科学省から学校教育法施行規則第56条の２、第79条、第108条第２項及び第132条の３の一部を改正する省令が公布され、平成26年４月30日より施行されています。改正では「日本語の能力に応じた特別な指導を特別な教育課程によることができる」とされており、いわゆる日本語指導の取り出し事業ができるようになっていますし、指導内容や授業時数も明記されております。山鹿市も今後、帰国及び外国人児童・生徒の言語保障をしていくために、専門性を持った日本語教育指導員による指導が必要だと思いますが、どのような方向性を持っておられるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

服部議員の２回目のご質問にお答えいたします。

山鹿市教育委員会といたしましては、日本語指導のよりどころとして文部科学省が出しております「外国人児童生徒受け入れの手引き」と「外国人児童生徒のための対話型アセスメント日本語指導資料」をテキストとして、該当の学校と日本語指導のサポートティーチャーに配付しております。

議員ご指摘のように、日本語が話せるようにすることだけが本当の日本語指導ではないということ、国語の教科書を使っての指導では帰国・外国人への日本語の理解にはつながらないということなど、日本語指導のあり方については学校内での理解もまだ十分ではありませんし、専門的な指導ができる者も育っていないというのが現状です。まずは対象の児童生徒の日本語能力を測定し、対話型のアセスメント、つまり面接等を通して「話す」「聞く」「読む」「書く」の４領域ごとの活動や指導について体系的な指導ができるような指導者の育成のための研修会を開いたり、

そういった研修会に参加させたりするなど指導者の育成に重点的に取り組んでまいりたいと思います。同時に、そういった児童生徒が学校内、学級内でつらい思いをしないように人権教育や国際理解教育の充実にも努めてまいります。なお、現在、熊本県教育委員会から日本語指導の教諭が県下の小中学校４校に配置されております。本市にもこの日本語指導の教員を配置してもらえるように努力してまいります。

また、これも議員からご指摘があったダブルリミテッドの問題に関しましてです。ダブルリミテッドとは、例えば日本語と英語の両方をある程度話せるけど、そのどちらも年齢にふさわしいレベルより劣っている状態のことを言います。母国の言葉が完成する前に外国に連れてこられた子どもたちに起こることが多いようです。ある年齢までに母国の言葉を確立できなかった場合、話すことはできても抽象的な思考や複雑な考えを理解することができなくなってしまう危険性があるということです。これは保護者の日本語能力にも大きくかかわってくる問題です。児童生徒だけではなく、その保護者への日本語指導もあわせて行っていくことが、先ほど例に挙げられた不幸な犯罪を未然に防ぐことにもつながることだと思います。関係課とも連携しながら、その件に関しましても対応していかなければならないと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

子どもたちばかりではなく親も日本語が話せない、読み書きができないといったことで日常生活にも支障を来すケースもあります。人権教育の取り組みの一つとして識字学級がありますが、こういう取り組みの中に外国人の親への教育を盛り込んでいくということが必要ではないでしょうか。そんな取り組みの中で、国は違っても同じような環境、立場の親同士が集える場をつくっていけたら日本で生活する不安が少しは軽減できるのではないかと思います。

山鹿市人権教育啓発基本計画においても同和問題、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害者の人権などとともに外国人の人権についても取り組みの方向性が示されており、地域における日本語学習機会の確保や在住外国人と地域住民との交流促進が必要だと明記されております。ぜひ、そういった取り組みを関係各課が連携し合って早急に具体化されますことを要望いたします。

いずれにしましても帰国及び外国人の子どもたちが同じ熊本県に編入しながら、編入した自治体が違うだけで子どもの将来に大きな差が生じるのはおかしなことだ

と思います。山鹿の全ての子どもたちが将来に希望の持てる教育をお願いしまして、この件につきましては終わらせていただきます。

続きまして４件目、最後の質問をさせていただきます。

山鹿市ではごみの減量化を図るため、一つの方法として平成25年４月１日からレジ袋削減の取り組みを始められました。市と事業所がレジ袋削減協定を締結し、また市民に対してはマイバッグの利用を促進していくといったものです。

開始当初より協定を締結された事業所も増加しているように思われ、市民もマイバッグを持って買い物される方は多く、取り組みは順調に進んでるといった印象があります。そこでレジ袋削減の取り組みを始めて１年が経過したところですが、その効果と今後の方向性をお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

服部議員の一般質問の４点目、レジ袋削減の取り組みと効果についてご説明申し上げます。

山鹿市では、平成24年10月に市民代表・事業者代表・行政の３者で構成します山鹿市レジ袋削減推進協議会を設立し、レジ袋の削減へ向けた協議を行ってまいりました。その後、平成25年３月に市内17の店舗と協定を結び、６月からは物産館連絡協議会の６店舗が加わり、総数23店舗でレジ袋削減の運動を一体となって取り組んできたところでございます。

レジ袋削減の効果といたしましては、まだ１年間ではございますがレジ袋有料化の協定の締結をいただいた７店舗からの報告によりますと、マイバッグ持参率は目標の80％に近い77.6％であり、多くの市民の皆様にマイバッグを持参していただいている状況でございます。また有料化は行いませんが、声かけなどを実施する協定の締結をいただいた16店舗からの報告によりますと目標の30％に対して、まだ6.3％の持参率にとどまっている状況でございます。両者を比較しますと、やはり有料化による効果は大きいと言えます。

次に、この１年間のレジ袋削減の取り組みの効果を試算いたしますと、マイバッグを持参していただいたことによりまして、レジ袋が約70万枚削減できたものと推計されております。この約70万枚のレジ袋を熊本県が発行しております循環型社会情報誌の資料により原油で換算いたしますと、レジ袋１枚に対して約18.3ミリリットル使用されるとされておりますので、200リットルのドラム缶で約64本分の原油の節約につながったことになります。またレジ袋の利用を減らすことは、家庭から排

出されるごみの減量化につながることはもちろんのことですが、使い捨ての生活習慣を改め、資源を大切にする循環型社会への構築にもつながるものと考えます。

今後の方針でございますが、今後とも限りある資源の有効活用とさらなるごみの減量化へ向けまして、広報やまがや、やまが環境便などを活用し、市民・事業者の方々と意識や情報の共有を図りながら、環境に優しいレジ袋削減への取り組み運動を推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

日々のちょっとした行動が資源を大切にする循環型社会への大きな一歩となることを心にとめ、市民の皆様には一人でも多くの協力者となっていただくよう私もお願いしていこうと思います。ありがとうございました。

これで私の一般質問は全て終了したいと思います。

○議長（藤原　弘君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時55分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

おはようございます。

議席番号２番、冨田　弘海でございます。発言通告に従いまして、一般質問を３件、一問一答方式でお伺いいたします。

初めに、今後の常備消防体制、いわゆる消防署の整備方針についてお尋ねします。

昭和48年に発足し、現在に至る山鹿植木広域消防本部が来年の３月31日をもって廃止され、４月１日からは新たに本市が単独で常備消防事務を行うこととなりますのは、皆様のご案内のとおりでございます。これは国や熊本県が消防の広域化を進める中、一昨年の城北ブロック消防広域化協議会の解散を受け、山鹿植木広域消防

事務の将来のあり方について構成市である熊本市と協議が行われましたが、その結果として本市が単独消防体制を選択したわけでございます。しかしながら市民感覚からしますと、小規模消防になることに対する不安を抱かれる方も少なくないのではという思いも一方ではしております。例えば現行体制におきましては、火災や救急が同時に発生した場合に、分署等が一時的に不在になるときには各所管の応援出動や非番職員の緊急招集などにより対応していると思います。単独消防になれば、当然、植木消防署からの応援出動はなくなりますので、出動隊の数が減り、消防力が低下するのではという不安があるでしょうし、また二つの市が負担金を出し合い維持してきた広域消防体制から単独消防になれば、その費用も本市独自で負担することになりますので、財政面においても負担がふえるのではないかと思うところでございます。

申すまでもなく、消防の目的は災害から住民の生命・身体及び財産を守るとともに公共の安全・安心を確保することにあり、そのための体制整備は行政の責務であると思います。

そこで市長にお尋ねします。単独消防に対する市民の不安や懸念を払拭するためにも今後の常備消防体制、つまり消防本部、消防署、分署体制の維持整備をどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

冨田議員の１点目のご質問、今後の常備消防体制の整備方針についてお答えいたします。

常備消防につきましては、昭和48年４月に広域行政事務組合消防本部を設立以来、40年の長きにわたり体制を維持してきましたが、今般の消防事務解消は本市の消防行政にとって大きな転機となりますので、市民生活への影響を危惧されるのは当然のことと思います。

常備消防は、住民の生命・身体・財産の保護を目的とする重要な業務を担っており、消防力及び救急対応力の低下を招くことは決して許されるものではございません。そのため新たな常備消防の組織づくりに当たっては、これまでどおり消防救急活動に支障を来さない人員の確保と機動性にすぐれた出動隊の編成が求められるのはもちろんのこと、消防本部が市の直轄機関となるので行政組織上も常備消防、非常備消防の一体的推進が図られ、人事面におきましても効率的な運用が可能になると考えており、このメリットを十分に生かし切ることが極めて重要だと認識してお

ります。

ところで、ご指摘のあった二つの点についてでございますが、まず出動隊数の減少による緊急出動への影響につきましては、既に県内の消防本部間における救急・消防活動に関する相互応援協定のほか、県境地域においては隣接県との間にも応援協定を締結しておりますことから、不測の事態への対応も可能であると考えております。

次に、財政面におきましては、これまでは指令体制の構築・維持を初め、資機材の導入等につきましても共同運用による経費の分担ができましたが、単独消防体制になれば、当然、消防関係経費を単独で負担することになります。この点は単独消防体制を不安視する大きな理由の一つと考えられますけれども今後、財政状況を十分に踏まえつつ、消防活動に支障を来さないような予算編成に努めてまいる所存でございます。

いずれにいたしましても、今後、広域消防事務解消期日までの事務スケジュールに沿って広域消防本部と綿密な協議調整を図りながら強固な消防体制の構築に向け、鋭意準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

今後、本市の財政運営も非常に厳しくなる中、消防体制の維持・充実を図ることは大変なことだと思います。加えて非常備消防である消防団との連携強化も不可欠となってきますが、消防団員数の減少や勤め人の増加により昼間の消防力の確保が難しいという現実的な課題も一方ではございます。このような本市の消防体制整備には多くの課題がありますが、全市民が消防行政に大きな期待を持っていることも確かでございます。市民一人一人が山鹿市は安心して暮らせるまちだと実感できるよう中嶋市長には、ぜひともよい知恵を出し、真剣な議論の中から盤石な消防体制の整備に一層努めていただきますよう強く要望しまして、１件目の質問を終わります。

次に２件目、地域自治振興交付金についてお尋ねします。

合併10年目を迎え、交付税の特例措置もいよいよ本年度で終了し、次年度から段階的な削減が始まり５年後には約26億円の交付税がカットされるとお聞きしますので、自主財源が少ない本市にとりましては行財政運営がさらに厳しくなることは否

めません。このことを踏まえ、財政健全化計画の策定を初め、事務事業、各種補助金の見直し作業が進められているかと思います。見直しの一つに地域自治振興交付金があると思います。今回は、この交付金についてお伺いしたいと思います。

合併後、住民みずからが行う地域づくり活動や自治活動への支援を進めていくために地域活動補助金が平成17年度に創設され、制度や交付金額の見直しもありましたが10年間事業が継続しましたので、私としましてはこの事業に対しまして一定以上の効果があり、それぞれの地域で活動ができたと評価したいと思います。そして補助金等の見直しが進められている中、この地域自治振興交付金は地域に密着した交付金として区長さんや地区役員、そして地域住民にとりまして特に関心を持っておられると思います。また地域審議会でも重要な案件になっています。

余談になりますが、各地域では旧市町からの継続しての祭りやイベントが毎年開催されています。しかし財源には限りがあり、事業の廃止を含め適宜判断をしなくてはなりません。もしかしたら交付金と祭りを選択することが生ずるかもしれません。

そこで市長にお尋ねします。この地域自治振興交付金について、どのような思いがあり、今後どのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

冨田議員の一般質問の２点目、地域自治振興交付金についてお答えいたします。

本市では、平成17年の合併時に合併前の旧市町それぞれが個性豊かな地域の活性化を図ることを目的としまして、地域活動補助金制度を創設し、旧市町内の各自治会や地域づくり団体等が行う地域活動に対し支援を行ってまいりました。さらに平成21年度に補助金から交付金へと制度を変更いたしまして、以来より活用しやすい地域自治振興交付金制度として、自治組織の維持及び個性豊かな地域の活性化並びに住民の皆様の自主的な地域自治活動支援に努めてまいったところでございます。

交付状況でございますが、山鹿地域に1,600万円、鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央地域にそれぞれ900万円、合計5,200万円を各地域の協働組織へ交付いたしております。地域の共同体を維持していくために必要な伝統行事や景観保全など、さまざまな地域づくり活動への財政的支援を行っており、地域の自治振興に重要かつ有効な成果を果たしていると認識しているところでございます。

交付金制度の今後の方針につきましては、議員ご案内のとおり平成27年度から地方交付税の段階的削減が始まります。厳しい行財政環境を踏まえ、山鹿市といたし

ましても自立した自治体へと転換していくべき重要な時期と捉えております。そのため住民サービスの維持を図るための行財政基盤のさらなる強化が不可欠であり、本年度から財政健全化への取り組みとして、この交付金制度を含めた全ての事務事業を見直すこととしております。特に人件費改革、補助金改革、民間活力の導入を改革の３本柱に据え、合併の検証を含めて精査し見直しを行ってまいります。

なお、改革の実行に当たりましては、みずから先頭に立ち、職員と一体となって取り組んでまいる所存であります。市民の皆様には、その結果を丁寧にご説明申し上げ、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

これまでの地域活動支援には大きな成果が上がっているものと私も思っております。今後におきましては、交付金制度を含めた全ての事務事業の見直しを行っていくということでありますが、願わくば段階的に削減できないかと思うところでもあります。

最後の３件目、菊鹿地域の統合小学校について。この件につきましては、所管の委員会でありまして、これまでの委員会で幾度かお尋ねして安心しておりましたが、どうも事業が進んでいる様子がなく、また他部署も関係しますので、あえて質問させていただきます。

菊鹿地域においても、やっとと言いますか、いよいよと言いますか、平成28年４月の統合小学校の開校を目指して動き出したように思っております。開校までの期間は２年足らずです。学校建設分については、本年度予算として1,323万円の実施設計委託料が計上されておりますので、スケジュールどおり期限内に建設できるものと考えます。

今回は統合校の開校に向けた通学路の安全対策についてお伺いします。

平成23年６月、城北小学校ＰＴＡから大幅な通学路の変更が考えられることから通学路の整備要望書が提出されております。何と３年前であります。その１カ所に菊鹿の長谷川から広域農道のトンネルを抜け、山鹿に出る途中に採石場があります。採石類の輸送経路の一つとなっているこのルートは菊池・大津方面へ抜けるためには最も適した輸送路であるとともに城北校区から統合校へ通学する道路と重複している部分があります。また最近はダンプトラックに加え、車体の長いトレーラー式

のダンプトラックも多く見かけます。この道路は２車線ではありますが、歩道がありません。当然、路肩寄りを通学することになります。ダンプトラックは２台、３台とつながっていくこともありますので､体の小さな小学生には強い風圧がかかり、ダンプトラックに巻き込まれるなど事故が起きる要因ともなります。以前に学校近くの県道で痛ましい死亡事故も発生しており、城北校区のＰＴＡからも不安の声が数多く上がっております。また教育委員会も検討委員会等を通じて、このことについては周知のことと思いますが、残念ながら道路改良事業の予算は計上されておりません。開校してすぐ死亡事故などが発生したら、統合すること自体が懸念されます。

そこで次の３点についてお尋ねします。

まず１点目、通学路のルートが決定したのはいつごろか。２点目、教育委員会として道路所管の建設部とどのような協議をこれまで行ってきたのか、その経緯について、また内容についての説明をお願いします。３点目、開校までには、先ほど言いましたように２年を切っています。用地交渉等もあります。教育委員会として、通学路対策について余りにも安易に考えていたのではなかったのか、今のままでは不安は募るばかりです。市道であります横枕下永野線の通学路について、歩道整備をするのかしないのか、教育委員会にお尋ねします。また整備する場合には、そのスケジュールをお示しください。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

冨田議員の一般質問、菊鹿地域の統合小学校に係る通学路の安全対策についてお答えいたします。

まず１点目の通学路の決定について､正式には開校してからの決定となりますが、従来と逆方向であったり新たな通学路が必要になるなど、さまざまな状況が想定されますので、これまで統合準備委員会の中で通学予定経路の現地確認等を行いまして、安全性の確保について協議を行っているところでございます。今後は早急に統合準備委員会で通学路の確定を行いたいと考えているところでございます。

次に２点目、教育委員会として通学路に関して建設部と行ってきた協議等についてお答えいたします。

統合に向けて徒歩通学児童の経路が変更となる城北小学校区において、学校長とＰＴＡ会長の連名で、新たに想定される通学路の危険箇所の解消に向けた要望書が平成23年７月に建設部に提出してあるところでございます。また平成24年度には道

路管理者等の関係機関と合同による危険箇所等の点検を実施し、市道横枕下永野線について、部分的ではありますけれども側溝ふたや安全施設の整備を行い、通学路の安全確保に努めているところでございます。さらに、現地確認を踏まえた統合準備委員会での通学予定経路についての協議を受けて、危険箇所等の合同点検を予定するため４月に建設部と打ち合わせを行っております。今後は７月に合同点検を実施し、危険性が高く改善が必要だと判断されるところを初め、安全な通学路を確保するため関係機関への改善等をお願いしたいというふうに考えております。

次に３点目の市道横枕下永野線の通学路に係る歩道整備の実施有無及び整備する場合のスケジュールについてお答えいたします。

現在、建設部においては、通学予定経路の一路線であります市道横枕下永野線に接する市道下内田池永線の歩道設置も含めた拡張工事を行っております。お尋ねの市道横枕下永野線についても、教育委員会といたしましては通行の危険性を認識しておりますので、７月に予定をいたしております合同点検の結果を踏まえて、整備方法や計画期間を建設部と早急に協議してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

ただいまの答弁で皆さん、納得されましたでしょうか。ただいまの答弁では、１点目の通学路の決定については「通学予定経路の現地確認を行い、安全性の確保について協議し、早急に統合準備委員会で通学路の決定を行う」と申されました。２点目の建設部との協議については、通学路の決定がなされていないのに「危険箇所の点検を実施し、通学予定経路である横枕下永野線の側溝のふたや安全施設の整備を行い、通学路の安全確保に努めています」との答弁がございました。さらには県道熊本菊鹿線の歩道整備につきましては、昨年から用地交渉が進められていると聞いております。通学路は決定されていないのに安全対策を既に行い、通学路の安全確保に努めているとの回答ですが、私には到底理解することができません。今回の答弁について矛盾が多過ぎ、信じがたいものがあります。次からの答弁は、よく考えてしていただきたいと思います。しかしながら冒頭で触れましたように、所管の委員会でありますので詳細につきましては、再度、委員会でお尋ねしていきたいと思います。ただ、先ほどの答弁の中にはっきりしたことは、この路線については「教育委員会としては通行の危険性を認識しております」とのことでありました。開校

して危険を承知で、ここを通学させる保護者がいらっしゃると思いますか。子どもは山鹿の宝です。

いろいろ述べてきましたが、最後に通告はしておりませんでしたが、この通学路の安全対策につきまして教育長の見解、子どもに対する思い等がありましたらお尋ねしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

冨田議員の２回目の質問についてお答えいたします。

議員からご指摘をいただきました通学路の安全対策につきましては、子どもたちの安全性を考えますと保護者の皆様や地域の皆様には大変ご心配をおかけし、本当に申しわけなく思っているところでございます。教育委員会としましては、子どもたちの命を守り教え育てるという理念のもと、安全性の高い通学路を確保するために市道横枕下永野線を初め、危険箇所等の解消に向けて関係機関へ強く働きかけることはもちろんでございますけれども、教育委員会全体としてしっかりと安全教育対策に取り組んでまいる所存でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨丸　洋一郎君の発言を許します。冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

議席番号５番の冨丸　洋一郎です、よろしくお願いいたします。今回、一般質問を２問通告いたしておりますが、関連がありますので一括でお尋ねいたします。

１問目、災害発生時の避難場所等について３点ほどお尋ねしたいと思います。

まず１点目、分田・中分田・下分田・小柳、この４地区の避難場所に指定されている施設が状況によっては利用できないことも想定されております。私たちは、通称三分田・小柳地区というふうに申しておりますけれども、この４地区においては合志川・菊池川・千田川に沿う集落でありますし、要するに川に挟まれた格好で形成されております。

一昨年、平成24年７月12日に発生いたしました九州北部豪雨により県内の阿蘇地域及びお隣の熊本市植木温泉では合志川の堤防決壊などによって甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところであります。その日、この合志川の堤防決壊はなか

ったものの、これは合志川の右岸が決壊し、左岸のほうは決壊がありませんでした。ですから、その決壊はしなかったものの自然内水による増水で三分田・小柳地区においても農業施設や道路も、あるいは冠水して農産物にも多大な被害が発生しております。

私たちは、この地域の避難場所として指定をしてあります旧鹿本町生涯学習センター「ひだまり」、現在は鹿本市民センターになっておりますけれども、この指定されました避難場所に移動するためには分田橋が通行できなければなりません。もし通行どめになった場合、この地区は次に避難場所となっております、指定をされてました鹿央地区の鹿央文化センターや千田小学校になっております。しかし私たち地域の住民からしますと、行ったことのないそういったところが避難場所というふうに行政のほうではハザードマップに落としてありますけれども、仮に移動するにしても非常に困難であるというのは、一昨年の豪雨のときの私も実際に走ってみました。しかしながら３号線に出るまでに、もう既に冠水もしておりましたし、３号線は上下線とも渋滞で山鹿方面に走ることすら多大な時間がかかったということで、その目的地、中富まで行くのに１時間を要したという経緯があります。ですから、このように隣のまちを、あるいは隣の行政区を通っていかなければならないというのは地図の中にはわかっておりませんし、その経路について全くわかりません。

そこで２点目に明確な誘導避難経路が地域住民に周知されますようにお伺いしたいと思います。先ほども言いましたように県道田底鹿本線の分田地区から宮原３号線までの道路冠水が予想される場合、鹿央文化センターまでの移動経路については一部分を熊本市を横断する必要があり、そこで２年前の３号線は上下線とも非常に混雑していたということを踏まえますと、避難経路ということの看板などの設置を検討してみてはどうかというところです。私もいろいろなところで、本市にはありませんけれども、やはり緊急避難場所というのは、これは水害だけではなくていろいろな地震、そういった自然災害に対する人命を尊重するための避難場所でなければならないといったときに、ただその地域住民だけが対象になるということにはならないと思いますし、万が一、地震が起きたとき、あるいはそのほかの状況が起こったときには、そういった避難場所がどこにあるかと、たちどころにわかるようなそういった防災システムが必要ではなかろうかというふうに思うときに、こういった避難経路、あるいは看板等の設置はぜひとも必要であるというふうに考えておりますので、その点をお尋ねしたいと思います。

それで３点目に緊急時の対応についてお尋ねしたいと思います。河川氾濫や堤防決壊によって私たちの三分田・小柳地域が冠水するような事態が生じるおそれが出た場合、この防災システムがどのように発令され、住民の避難に対応されるのかお

尋ねしたいと思います。

前回、２年前には川北地区に避難勧告が出されました。そのときに、ある後日の話ですけども、家の中でテレビを見ていたらテレビに川北地区に避難勧告が出されたというようなブラウン管で見て、慌てて外を見たら、もう家の周りは水だらけだったというようなことで防災上の無線、あるいは屋内の機器、それは豪雨の音にかき消されて、中にいても外にいても聞こえなかったというような状況であります。ですから、こういった場合、いつ誰がどこで誰に対して避難命令を出すのか、私はやはり災害のときには、災害本部というのは行政の庁舎の中に多分設けられると思いますけれども、しかしその現場を見るために誰が行くのか。では、どこでどういうふうに発令するのか、そういったことがやはり私たち河川の周辺に住む住民にとっては、住民に周知をさせていただきたい、このように考えておりますので、この点についてもお尋ねしておきたいと思います。

それから２問目に分田橋早期かけかえ実現に向けた取り組みについてお尋ねするわけでございますけれど、私ごとで恐縮でございますけども平成12年に町の議員になって以来、一貫してこの分田橋の早期かけかえを声を出してまいっております。しかしながら建設後77年経過している分田橋のかけかえが１年でも早く実現したらいいなということを願いながらも、なかなか前に進んでいかない。そういった思いで、ただ歯ぎしりをするというような状況もあります。早期実現を目指すために、本市が積極的な取り組みをしていただきたいというふうな思いの中ですが、やはり予算書の中を見ますと、国道３号バイパス建設促進期成会というところに毎年負担金が出されておりますし、また地元国営鞠智城歴史公園設置促進期成会にも毎年多額の負担金が支出されております。公園をつくるのも決して悪いとは言いません。観光面でも集客ができるならというふうな思いもありますけども、また熊本市の北区のバイパスの建設、それよりもやはり私は山鹿市の経済には不可欠であるというこの分田橋の老朽化が非常に懸念されるものでございます。これまでも何回となく橋脚の補修はなされてきたというふうな話を聞いておりますけれども、これを100年までもたせるのかどうなのか、そういった補修の内容すらわからないままに一昨年のあの増水した菊池川が流木を運んできて橋桁に何十本という単位で当たる、その音、そういったことでこの橋が本当に今の現状で大丈夫なのか、その後の検証がどうなされたかちょっと私もわかりませんけれども、そういうふうに非常に河川の中に立っているような橋であります。ですからこそ、やはり分田橋の早急のかけかえを何とか目指してほしい。そのためには市が先頭になってやっていただかなければならないというふうに期待しているところでございます。そしてまた、この橋については鹿本地区の学校再編計画でスクールバスの対象外の児童の通学路になるの

ではなかろうかというふうに思っております。先ほど冨田議員のほうからもお話がありましたように、この橋には独立した歩道もありません。そして現在、１本の照明もありません、真っ暗の中で今、小中学生が部活を終わって自転車で帰っているような事態です。この何度も明かりを北と南と１本ずつ立ててほしいということを申してきましたけれども、構造上できないというふうなにべもない返事が返ってきたというような話もありますが、唯一、分田公園の上のほうに小さい背の低い水銀灯がありましたけれども、残念ながら昨年の12月の末に撤去されております。振興局のほうにお尋ねをしました。「根元が腐食しとったから撤去した」ということで、「撤去されたら、またつくっとですか」と言ったら、「それは、もう県のものではないからわからない」というような話がなされております。ですから、もう全く今はこの橋の周辺には明かりが１本もない。辛うじて言わせていただくと、私の家、南のほうから橋を渡るときは、日置の信号の明かりがかすかにこの橋を照らしてくれるというような状況であります。いずれにしましても、私は小学生をこういった橋を通らせることもできませんし、また中学校においては、ここは通学路とは指定はしていないというふうに思っておりますけれども、しかしながら部活を終えた子どもたちが、真っ暗な分田橋を渡って帰っている事実もあります。ですから私は、この分田橋が今後鹿本地区の新しい学校建設の位置をおおむね来民小学校のというふうに話が出ているようでございます。ですからこそ、そこまで小柳の一部だけは４キロに達し、スクールバスの対象になるのかなというふうなことと思いますけれども、それだったらほかの地域はどうなるんだというふうに思いましたときに、やはりこの橋は通れない、第二分田橋の自転車道の橋も通れない。では一体どういうふうな形で新しい学校に向かわせられるのか、通学させるのか、そういったことを思いますときに、やはり私はそれもこれも全て分田橋の早期実現にできたならば、立派な橋ができたならば安心して子どもたちも通学できる、その一念で私はこのような分田橋の早期かけかえの実現についてお尋ねしているわけでございますので、今までるる申し上げてきましたけれども、関係当局のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

ご質問の１点目、災害発生時の避難場所等につきましてお答えいたします。

本市では、防災体制の整備の一環として自然災害の発生のおそれがある地域や、万一、災害が発生した場合における避難場所を示した防災マップを平成18年度に作

成し、全世帯に配布しているところであります。災害が発生した場合、またそのおそれがある場合には、自主避難あるいは市の避難勧告などにより防災マップに示された各地域における最寄りの避難場所に避難していただくことが基本となります。しかしながら菊地川の増水等によっては、橋梁を通行できないなど避難経路が寸断される事態も起こり得ますので、三分田・小柳地区におきましては鹿央地区の鹿央文化センターや千田小学校体育館などの避難施設へ避難していただくこととなっております。その際の避難経路につきましては、地区外への避難となるため地元との協議を行い、安全な避難経路を設定し、避難経路図を作成し周知を図っていくことといたします。

また緊急時の対応につきましては、国や県から提供される雨量情報、河川水位情報及び現地の情報をもとに住民避難のタイミングと避難場所としての適否について判断し、避難場所の変更が必要であると判断した場合は防災行政無線や広報車等を初め、その他必要な手段により住民に周知することといたしております。なお、避難場所の表示につきましては現在、ＲＫＫテレビのデータ放送デタポンで市内の主要な避難施設30カ所を表示しております。今後も広報紙への掲載や回覧等により周知を図っていきたいと思います。ご指摘をいただきました表示看板及び経路案内板の設置につきましては、その必要性や費用対効果について研究してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

冨丸議員の一般質問の２点目、分田橋の早期かけかえ実現に向けた国、県に対する市の取り組みについてお答えします。

分田橋につきましては、橋梁自体は県道の道路橋として熊本県の管理となりますが、国土交通省が管理する菊池川に架設されており、洪水における河川の流下能力の面からも国や県に対し、これまでもそれぞれ要望活動を行っているところでございます。県におかれましても「分田橋は、改修による耐震工事等の対策は行っているが、架橋後、約77年の年数も経過しており、歩道等もなくかけかえが望ましい橋」と認識されておるところでございます。しかしながら菊池川の管理者である国土交通省との協議を要することや、県の財政事情もありますことから定期点検や日常パトロール等により、橋梁を健全な状態に維持し、かけかえを検討していくということでございます。

次に、国に対する取り組みにつきましては、菊池川の改修完遂を目的に、流域の

４市４町で結成されております菊池川改修完遂期成同盟会により要望活動を行っておるところでございます。洪水時の河川流下能力の面からも、菊池川の治水事業とあわせて、分田橋のかけかえを国土交通省等に対し継続の要望案件として活動を行っているところでございます。山鹿市としましても交通対策、水害対策の両面から、分田橋はぜひかけかえが必要な橋梁だと認識しております。今後も、地域の方々との連携を図りながら、国や県に対し、さらなる要望活動を継続して行っていく考えでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

冨丸議員の一般質問、鹿本地区の学校再編計画に係る通学路の安全確保についてお答えいたします。

現在取り組んでおります学校再編計画の中で、通学路の安全対策については統合によってこれまでの通学路と通学方向が逆になったり、これまで通らない道を通ったりとさまざまな状況が想定されますので、現地確認等を行いながら通学路の安全性の確保に努めているところでございます。また議員ご指摘の分田橋につきましては、新たな通学路として想定されますが、現在でも鹿本中学生は通学路として利用していない状況にあり、通行に対する危険性も十分認識しているところでございます。したがいまして、ご指摘の地点につきましても統合準備委員会の中で危険性をしっかりと確認し、経路のみならず通学方法等を含めた検討・協議を重ね、統合校における安全な通学路の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

それぞれに対するご答弁ありがとうございました。

災害はいつ、どこで、どのような形で発生するか予測ができません。このたびは豪雨災害発生を想定して、避難場所や誘導経路を地域住民に対し、しっかりと周知をされることを要望いたしておきます。また避難場所の設置看板及び経路案内板の設置については、必要性を研究するということでありますけれども、また費用対効果があればということですが、やはり人命にはかえられないと思いますので、誰も

がわかるような経路案内板が必要であると、私は設置していただきたいという思いで要望いたしたいと思います。

また２問目の分田橋の早期かけかえ実現に向けての取り組みを大きく前進をさせていただきたいと思います。学校通学路の指定されていない橋ですし、今まで質問してきました災害時の避難経路としては大変重要な橋になるというふうに思っておりますので。

最後に、この分田橋のかけかえ実現に対する中嶋市長の強い思いをお聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

冨丸議員の一般質問の２点目、分田橋のかけかえの早期実現を目指す市長の考え方についてお答えいたします。

分田橋のかけかえに対する関連質問につきましては、ただいまそれぞれの担当部長からお答えしましたとおりでございます。分田橋は沿線住民の利用はもとより、産業経済の浮揚を支える主要路線の道路橋でございます。これまでも耐震・長寿命化等の改修は行われておりますが、一つには昭和12年の建設から約77年という年数の経過、二つには交通量が多い中での歩道等の未整備による通行の危険性、三つには洪水時の河川流下能力への影響等早急にかけかえが必要な橋梁であると認識をいたしております。今後も関係機関に対し、担当部署や期成会によるさらなる要望活動を継続していくとともに、私自身も機会あるごとに直接要望申し上げたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨丸君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後０時03分　散会

～～～

６月９日(月曜日)

平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成26年６月９日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）市営住宅の現状について

（２）地域包括ケアシステムの構築について

（３）高齢者福祉について（見守り体制と緊急通報貸与事業等について）

２．横手　啓介

一般質問

（１）都市計画区域内の危険（老朽）家屋について

（２）スポーツ施設について

３．吉本　政幸

一般質問

（１）浄化槽設置整備事業について

（２）清浦　奎吾伯の像設置について

４．永田　紘二

一般質問

（１）平成27年度以降を見据えた平成26年度の業務について

（２）合併特例債について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

１番　服部香代君

２番　冨田弘海君

３番　永田　健君

５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

欠席議員（１名）

４番	稲葉昇君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君

総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長	金光一誠君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
教育部次長	大森健司君
防災対策課長	宮崎錦也君
財務課長	木下実君
長寿支援課長	佐藤アキ君
都市計画課長	中原忍君
下水道課長	竹下健一君
山鹿市民医療センター総務課長	冨田龍也君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原　昭三君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

おはようございます。

議席番号７番、公明党の北原　昭三でございます。発言通告に従いまして、今回、３件の質問を一問一答にて行います。よろしくお願いいたします。

１件目、市営住宅の現状についてお伺いをいたします。

この件につきましては、昨年、３月定例会にて質問をしておりますが、市民の方からいろんな問い合わせがありますので、再度、質問をいたします。

市民の皆様から、「住宅を以前から申し込んでいるけど、なかなか入居できない」、「何人ぐらいの待ちがあるか」など、また「見たところ、人が住んでいないような住宅もあるがどうなっているか」との問い合わせがございます。私のほうからは、「入居者が出られた後、メンテ等あり、すぐには入居できないそうです」と話をいたしております。民間の住宅にお住まいの方で、家賃が高く、子育て中であり生活が厳しい、何とか安価な市営住宅に入りたいと若い方からの声も多くあります。

今、山鹿市全体で市営住宅50カ所、市営改良住宅で８カ所、全体で58カ所あると思いますけども、住宅数が不足しているとの懸念もあります。

そこで、５点について質問をいたします。

まず１点目、入居待機者数は何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

２点目、入居待機者数で、申し込みから長い方はどのぐらいの期間、待っておられますでしょうか。

３点目、先般、家賃滞納者の話がございましたが、家賃を払っているが、住宅本来の住居として使用されていない部屋はないでしょうか。

４点目、トイレの水洗化を行っていない住宅は何カ所ありますでしょうか。

５点目、昨年３月定例会でのご答弁に、住宅事情や社会事情の変化、特に少子化社会において、若年層を含めて山鹿市に長く住み続けていたいと思われるよう、住

宅政策を取り巻く環境の変化を的確に捉え、入居者の方が安心して暮らせるよう、市営住宅のありようについても見直しを進めてまいりますとございました。見直しをされた項目等ありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

北原議員の一般質問、市営住宅の現状についてお答えいたします。

ご質問の１点目、市営住宅の待機者数につきましては、現在78名の方が待機をされております。

２点目、入居待機者が待っている期間につきましては、入居申し込みの際、入居希望の団地を記載していただいており、各団地により異なっておりますが、通常１年ほどで、長くても２年程度お待ちいただいておる現状でございます。

３点目、家賃を支払っているが、住居として利用していない人はいるかということでございますが、長期入院者や仕事の関係などで不在の方がいらっしゃいます。

４点目のトイレの水洗化を行っていない住宅はあるかということでございますが、山鹿地区の鍋田団地と鹿央地区の上久野団地の２団地でございます。

５点目、平成25年３月議会において、見直しを進めていくということで、見直したところがあるかということでございますが、ライフスタイルの変化等に合わせるため、昨年度から和式トイレの団地につきましてトイレの洋式化に取り組んでおります。今後も住宅政策を取り巻く環境の変化を捉え、入居者の方が安心して暮らせるよう、既存施設の長寿命化を含め、環境整備を図ってまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

見直しをされた内容として、ライフスタイルの変化等に合わせるため、昨年度から和式トイレの団地につきましては、洋式トイレに推進をされたということで、ありがたく思います。

それでは、２回目の質問を行います。

先ほどのご答弁に対しまして、２点ほど再質問をいたします。

１点目、長期入院者や仕事の関係などで不在の方がいらっしゃいますとありまし

た。私は、市民の皆様からの相談、また、私の議会だよりを各地域に配布させていただいております。ある団地の玄関前の電気メーターの数字に６カ月間変化がございません。ということは、６カ月間電気を使用されていない、もしくは住んでおられないと推察をいたします。このような状況の団地はほかにあるのではないかと思います。団地を不在にする場合は、規定により、不在届が提出されていると思います。

そこで、質問をいたします。

もろもろの理由で不在の方は何名ぐらいいらっしゃいますか。その不在の期間はどのぐらいか、また不在の届け出があった場合、市としてどのような確認をされておりますでしょうか、お伺いをいたします。

２点目、トイレの水洗化についてお伺いをいたします。

先ほどのご答弁で、鍋田団地、上久野団地が水洗化されていないとのことでした。鍋田団地にお住まいの方より、昨年11月ごろから水洗化の工事が始まると聞きました。しかし、その後、予算等の関係だと思いますけども、ちょっと工事が延期になるとの話が団地内であったそうでございます。鍋田団地並びに上久野団地の水洗化に向けた今後の日程をお知らせいただきたいと思います。また、工事が始まる場合、住民の皆さんへの周知はどのようにされるか、お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

北原議員ご質問の長期入院者や仕事の関係で不在の方についてお答えします。

現在、市で把握しています不在の方は16名でございます。長期不在の届け出は、その期間を記入し提出をしていただいておりますが、十分な把握・確認ができていない状況でございます。なお、入居時に長期にわたり不在となる場合は、届け出るようにご案内しておりますが、ただいま申し上げましたように、十分把握できていない部分もございますので、今後、住宅入居者の皆さんへ再度周知徹底をし、適正な管理に努めてまいりたいと思います。

続きまして、トイレの水洗化についてですが、鍋田団地につきましては、本年度測量設計委託を行うため、現在、発注の準備を進めているところでございます。委託業者が決定後、チラシなどによりまして住民の皆さんへ周知を図っていきたいと思います。

今後の計画につきましては、来年度から２カ年で管路の埋設工事及び合併浄化槽の設置を行い、３年後に各戸への接続を行う予定としております。鹿央地区の上久

野団地につきましては１年おくれとなりますが、平成27年度から調査・測量などを進め、全団地の水洗化を完了させたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

鍋田団地、上久野団地の水洗トイレ事業について日程等の案内がありましたが、事業日程のおくれがないよう、また、一日も早く完了できますよう切にお願いをいたしたいと思います。

それでは、３回目は、中嶋市長にお伺いをいたします。

市長が平成26年度に重点的に取り組む施策の中に、第３の柱、人口減少に歯どめをかける定住促進を図るとあります。住みたいまちとして選ばれるためには、子育て、教育、雇用、住環境など、暮らしに必要な諸機能が充実した魅力あるまちをつくっていくことが不可欠であると記載をされております。若い世代で、住宅困窮者の方もおられるかもしれません。団地の増設並びに若者が住みやすい住宅等どのように考えておられますでしょうか。ご所見をお願いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

北原議員のご質問にお答えいたします。

市営住宅につきましては、住宅困窮者の安定した居住の確保を基本理念とし、安全に安心して暮らせるよう整備し、居住環境の改善を行ってまいりました。お尋ねの団地の増設や若者が住みやすい住宅等につきましては、人口減少に歯どめをかける、定住促進を図るという重点政策の中の一つであると考えており、既存施設の長寿命化を図りながら、居住環境の改善を行ってまいりました。今後も民間賃貸住宅の状況や市営住宅への入居状況等も考慮しながら、当面は引き続き長寿命化を図りつつ、居住環境の改善を進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

市営住宅の件とは違いますけども、市長ご存じのとおり、静岡市伊豆市では、安心して生活できる住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市に定住する若者に対し、平成25年４月１日から平成27年12月31日までの間に、新築または中古の家屋を購入し､あわせて土地を購入して登記した物件については100万円の補助金を交付します。また、土地を購入せずに、新築もしくは中古の家屋を購入して登記した物件につきましては50万円の補助金を交付します。さらに、購入した住宅に居住する小学校就学の時期に達するまでの者に対して、１人につき10万円の補助金を交付しますとあります｡予算は要りますけども､若者が定住できれば、少子化対策につながると思われます。今後のご参考にしていただければと思い、発言をいたしました。よろしくお願いいたします。

２件目、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いをいたします。

少子高齢化、過疎化の進行、単身、高齢者のみの世帯の急増など、地域社会、家族が大きく変化しております。多くの人は、介護が必要になっても、住みなれた地域で住み続けたいと希望を持っておられます。しかし、在宅生活を希望する単身、高齢者のみの世帯では、介護の問題、日常生活を支えてくれるサービスがどこにあるかという不安から、在宅生活から施設入所を選択せざるを得ない状況にあることが予想されます。

このように、高齢化が進む一方、社会保障の見直しや介護担い手不足も予想される中、先ほども申しましたが、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢化社会への対応に欠かせない喫緊の課題でございます。

公明党では、急速に進む高齢化社会の対応として、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。地域包括ケアシステムは、地域の実情、国政に合った仕組みづくりを構築しなければなりません。政府の2014年度予算には、認知症の患者、家族を支援する施策や生活支援サービスの基盤整備など、包括ケアシステムの構築を後押しする予算42億円が盛り込まれております。こうした予算を活用し、医療、介護、予防、住まい、生活支援など、切れ目なく提供できる体制として、地域に合ったシステムをいかに築くか、地方自治体を中心に、地域住民や関係諸団体等の取り組みにかかっていると言えます。

厚生労働省では、2025年に向けて３年ごとの介護保険事業計画の策定、実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、市町村が地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するとし、構築のプロセスを示しています。構築に当たっての主な

課題として、医療・介護福祉の行政の縦割り制度の弊害の克服や良質な医療と効果的な介護予防を地域ごとにどのように提供していくかなどが挙げられます。地域包括ケアシステムの構築がうたわれておりますけども、山鹿市の現状と今後の計画はどのようになっておりますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

地域包括ケアシステムの構築につきましてお答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、おっしゃられましたように、要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスが一体的に提供される仕組みのことであり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標に、全ての市町村においてそのシステムの構築を目指すことが求められています。

まず、山鹿市における現在の取り組み状況について、医療・介護・予防・生活支援の四つの点についてご説明いたします。

一つ目に、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の体制づくりのために、県や医師会と協働して、在宅医療連携拠点事業に取り組んでおります。具体的には、ことしの４月から医師会に新たに配置された社会福祉士が中心となって医療や介護連携の体制づくりを進めているところであります。二つ目には、介護サービス体制の基盤として、24時間対応の訪問介護・看護サービスや、生活圏域ごとの地域密着型サービス等の整備を行っております。三つ目に、介護予防の取り組みとして、介護予防サポーター等の育成や活用、地域の介護予防拠点の整備等を行っております。四つ目に、ごみ出しや付き添いなどの生活支援を行う生活支援サポーターを養成し、有償ボランティアで活動いただく仕組みづくりを社会福祉協議会への委託により行っているところであります。

次に、今後の計画についてご説明します。

全国平均より10年早く高齢化が進む山鹿市におきましては、地域包括ケアシステムづくりは緊急の課題であると捉えております。今年度は、平成27年度から３年間の第６期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定する年であります。計画策定に当たっては、高齢者への日常生活ニーズ調査の結果をもとに、既存事業の見直しや新たな対応策を検討してまいります。この第６期計画を地域包括ケア計画と位置づけ、10年後を見据えた計画を策定してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

介護サービスの体制の基盤としては、特養などの介護施設の緊急整備も必要かと思います。

３点について　２回目の質問をいたします。

１点目、山鹿市における現在の取り組みについて、医療・介護・予防・生活支援についてご答弁がございましたけども、住まいについては取り組みがなされていないのでしょうか。お伺いをいたします。

地域包括ケアシステムの構築には、実現の前提として多様な価値観や生活スタイルを持つ住民の個別的に対応できるシステムであることが必要でございます。１、問題発見システム、２、連携支援システム、３、問題解決システムを確保していくことが重要と思います。

２点目、問題解決に向けた支援方法について表記する仕組み、市町村レベルの地域ケア会議が効果的に実施されておりますでしょうか。また、地域課題の共有はできておりますでしょうか。

３点目、平成20年９月から、厚生労働省公表の認知症施策推進５カ年計画がございますが、山鹿市の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

２回目のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の住まいについての取り組みでございますが、山鹿市の高齢者の多くは持ち家にお住まいであり、住みなれた家で暮らし続けられることを望んでおられます。そのための施策としては、住まいの環境を整えるための介護保険サービスでの住宅改修のほか、高齢者住宅改造助成事業等を行っているところであります。また、住みなれた家から新たに住みかえを希望される方のために、民間法人が運営する有料老人ホーム等がふえている状況でございます。しかし、特に低所得者で住まいにお困りの方、高齢者のために、養護老人ホームへの入所措置がございます。

２点目の地域ケア会議につきましてですが、地域包括支援センターが中心となって、必要に応じて随時開催しており、平成25年度の実績は年間122回となっておると

ころであります。内容としましては、個別ケースの解決のための会議や、地域課題の把握、必要なサービスを検討するための会議等でございます。会議にご参加いただきますのは、内容によって異なりますが、医療や介護の専門職のほか、民生委員や地域のボランティアの方など、さまざまな立場の方にご協力をいただいております。地域包括ケアシステムを動かしていく上で、関係者が地域課題を共有し、解決策を検討する場である地域ケア会議の役割は大変重要なものと認識しておりますので、今後もその充実に努めてまいります。

３点目の認知症施策についてでございますが、認知症施策推進５カ年計画、通称オレンジプランと申します。これにつきましては、平成25年度から平成29年度まで、七つの柱からなる施策により、認知症の人が地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すというものでございます。

オレンジプランについて、山鹿市の取り組みをご説明いたします。

まず一つ目の柱である初期から終末期までの適切な認知症ケアの流れを示す認知症ケアパス作成につきましては、現在、作成を行っているところであり、今年度策定する第６期介護保険事業計画にその内容を反映させることとしています。

二つ目の柱、早期診断・早期対応につきましては、早期診断のための認知症疾患医療センターが山鹿市内に整備済みであり、同センターと連携した初期集中支援チームも今年度設置予定でございます。

三つ目の柱の医療サービス、四つ目の柱の介護サービスにつきましては、地域密着型サービス等を中心に、５年後の目標値を満たすべく着実に整備を進めているところでございます。

五つ目の柱、地域での日常生活・家族の支援強化につきましては、認知症地域支援推進員や認知症サポーターなど、必要な人材の確保や育成を進めており、各地域での定期的な介護者の集いや介護相談なども行われているところであります。

六つ目の柱、若年性認知症施策の強化につきましては、対象となる若年性認知症の方の数は現在６人と少ないものでありますが、地域包括支援センターや医療機関・介護サービス事業所が連携し、個別対応を行っているところでございます。

七つ目の柱、サービスを担う人材育成につきましては、国・県で実施される所定の介護人材研修のほかに、山鹿市独自の認知症地域サポートリーダー研修を実施し、平成25年度までに508人が受講されております。

山鹿市では、昨年度の時点で、軽度の方を含め、認知症の方が2,711人、65歳以上の高齢者の15.8％という数字が出ているところであります。誰にとっても身近な課題として、今後も多くの市民や関係者のご協力をいただきながら、認知症施策を進めてまいります。

以上、答弁といたします

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

詳細にわたりご答弁いただきましてありがとうございます。

何といってもネットワーク、横のつながり、情報の共有が最も重要でございます。地域ケア会議が効果的に実施されており、また、地域課題の共有ができているようでございますので、安心をいたしました。

すばらしい地域包括ケアシステムが完成すれば、高齢者一人一人に寄り添った、世界に例を見ない精緻な医療・介護制度になります。大変な作業と思いますが、よろしくお願いをしておきます。

それでは３件目、高齢者福祉、高齢者の見守り体制、緊急通報装置貸与事業等についてお伺いをいたします。

高齢者の方が誰にもみとられず孤独な中で亡くなり、しかも亡くなられてから日数がたってから発見される痛ましいケースが増加していることが社会問題となっております。それを防ぐために、高齢者の見守りネットワークを整備していくことが求められております。徘回などによる行方不明者が増加傾向にあり、昨年１年間で警察に届け出のあった不明者が１万人を超えたそうです。認知症はこれからもふえることが予想され、行方不明になった後、消息がつかめない事態も相次いでいます。2012年から2013年に届け出があった認知症の方の行方不明者のうち、未発見者数が今月４月末時点で258人おられます。極めて重要な問題でございます。山鹿市認知症高齢者見守り支援事業実施要綱第３条を見ますと、「市長が認知症による徘回をするおそれがあると認めた認知症高齢者等について、その者に携帯させるための位置情報専用探索機を事業者がその介護を行う者に貸与」と書いてあります。

そこで、３点について質問をいたします。

１点目、本市として、高齢者の見守りネットワークの体制はどのようになっておりますでしょうか。

２点目、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、または長時間にわたり同居家族が不在となる高齢者で、現病歴、既往歴等により日常生活に注意を要する方を対象に、緊急事態が発生したときに迅速な救援体制がとれるように緊急通報装置の貸与があると思います。利用状況等についてお伺いをいたします。

３点目、先ほど申しました認知高齢者に対する位置情報専用探索機の利用状況についてもお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

高齢者の見守り体制と緊急通報貸与事業等につきましてお答えいたします。

現在、急速な少子高齢化の進展を初めとする社会情勢の変化に伴い、本市における高齢化率は、平成25年度末で32.4％であります。全国平均の25.5％と比較しましてもかなり高い数値を示しており、今後、団塊の世代が高齢期を迎えることで、その傾向はさらに加速するものと推察されております。

そのような状況にあって、本市では、ひとり暮らし等の高齢者を身近な地域で支え合い、見守り体制を構築することが重要であると考え、地域の皆様のご協力のもとに、見守りネットワーク体制づくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、日常的な見守りの活動としまして、地元民生委員さんの訪問活動や山鹿市社会福祉協議会における地域福祉協力員の方々による見守り活動、老人クラブによる友愛訪問活動などを行っていただいております。また、災害等の非常時の見守り・援護体制としまして、災害時要援護者支援計画の中で、避難等に支援の必要な方を登録するシステムを構築し、ひとり暮らし高齢者等の登録を行っているところでございます。

２点目の緊急通報体制整備事業につきまして、ひとり暮らしの高齢者等に対しましては、電話回線を利用した緊急通報装置を貸与し、急病・災害時等のオンコール対応及び委託事業所からの定期的なお元気コールによる安否確認を行うということを行っているところでございます。ことしの４月末日現在で、81人の方が利用されております。

３点目の認知症高齢者見守り支援事業によります、徘回のある高齢者を在宅で介護している家族に対しまして、位置情報専用探索機、いわゆるＧＰＳを貸与することにより、徘回時の早期発見と安全の確保に役立て、あわせて介護者の精神的不安の軽減を図るという事業でございます。本年４月末日現在で、６人の方が利用されているところでございます。

以上、答弁といたします

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

見守り体制につきましては、関係機関の皆様のご協力で手厚い支援がなされておりまして、感謝を申し上げたいと思います。

２回目の質問をいたします。

１点目、位置情報専用探索機、ＧＰＳについては６名の方が利用、利用者数で判断はできませんが、市民の方への貸与のＰＲが不足しているのかなと私自身は思いました。ＰＲの方法、利用するに当たり、個人負担はどのようになっておりますでしょうか。

２点目、緊急通報装置貸与事業についても、ご存じでない方がおられます。こちらも利用するに当たり、申請方法、そしてまた個人負担はどのようになっておりますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

１点目の認知症高齢者見守り支援事業のＰＲにつきましては、市の広報・ホームページでの紹介を初め、認知症高齢者についての相談を受ける機会の多い介護支援専門員や事業所、民生委員等の研修会、各種出前講座等にてチラシの配布とあわせて説明を行っておるところでございます。また、介護サービス事業所や各市民センターにもＰＲのチラシを置いているところでございます。

費用負担につきましては、加入時に係る費用は市が負担し、ＧＰＳ検索に係る毎月の通信費を利用者に負担いただいているところでございます。検索予定回数により契約金額が異なります。月２回までの検索で月額540円、検索回数無制限とした場合で月額2,376円の負担となります。

２点目の緊急通報体制等整備事業につきましては、周知方法としましては、市の広報やホームページで紹介するほか、民生委員等への周知、出前講座等で説明をしているところであります。長寿支援課にご相談をいただきますと、職員が訪問して調査を行い、判定会議を経た後に利用開始という流れとなっております。

費用負担につきましては、加入時の費用は市が負担し、月々の個人負担は、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯または均等割のみの世帯は月額1,000円となっております。なお、所得割課税世帯につきましては、市の助成対象とはしておりません。どちらの事業も、在宅の高齢者や家族の安心を支えるための事業ですので、今後ともさまざまな方法で周知・啓発に努めてまいります。

以上、答弁といたします

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

質問ではございませんけども、先ほどの事業につきましては、管理などは大変かと思いますけども、命を守る事業だと思いますので、さらなる市民の方々への周知・啓発をよろしくお願いをいたします。

余談ですが、認知症介護の質を向上させるため、フランスで考案されたユマニチュードというケアをされているそうです。このユマニチュードとは、人間として接するという意味です。例えば、患者をベッドの脇から見おろすのではなく、本人の正面から近づいて見詰めるというぐあいに、接し方を変えることによって認知症患者のいら立ちや暴言などが劇的に改善することが確認をされております。認知症患者の人間としての尊厳を守る介護として、普及の検討が必要かなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、横手　啓介君の発言を許します。横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

おはようございます。

今回は一般質問を２点、都市計画区域内の危険老朽家屋について、２番目にスポーツ施設についてということで質問をいたします。一問一答でいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、都市計画区域内の危険老朽家屋についてを質問いたします。この件は、昨年の３月議会において質問をいたしました。先ほど北原議員が言われましたけど、市民の方々の反応がありまして、もう一回これを質問したいというふうに思います。

前回は、空き家、空地、危険家屋の現状と対策ということで質問をいたしました。当時の答弁において、空き家バンクの設立の取り組みの状況であったり、固定資産税等の税務上の取り扱いの説明、今後の山鹿市としての空き家の適正な管理、つまりは解体助成や家賃補助などの助成金の制度を含む条例化に向けた取り組みを行うというような答弁をいただいております。今回は、都市計画区域内ということに絞りまして質問をいたしたいと思います。

ことしの３月議会に、山鹿市空き家等の適正管理に関する条例が提案され、可決

されました。そして、７月１日から施行をするというものであります。なぜ７月からの施行であるのかなと考えるときに、それは行政側の準備期間でもあり、市民への周知期間でもあるのかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

準備期間であるなら、現状の把握をしていなければならないというふうに思います。市全体となりますと、大変な数となりますので、先ほどから申しますとおり、都市計画区域内、いわゆる町なかに限りまして、その数、現況を報告していただきたいと思います。

２点目、この条例には、強制力、罰則等がありません。そして、改修するにしても、解体するにしてもお金がかかります。その助成もありません。どのようにして運用していくのか説明をお願いいたします。

３点目、その条例の市民への周知期間であるなら、どのような方法で周知をしていたのか、１回だけは広報やまがで見たのですが、ほかには一切ありません。他の自治体では、詳しくホームページ等で告知しているのですが、山鹿市ではどうなのか、お伺いをいたします。

次に、４点目ですが、この条例では、空き家ということに限定されているようですが、実際、現在住まわれているところや商売をされているところでも老朽化した危険な建物もあるように思います。特に、道路に面した家屋におきましては、何らかの措置をとらざるを得ないというふうに思いますが、市としての対応をお聞きいたします。

１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

ご質問の都市計画区域内の危険老朽家屋につきましてお答えいたします。

まず、１点目の危険家屋の状況把握でございますが、本市では空き家の有効活用を図るために、嘱託員の皆様のご協力をいただき、空き家調査を行い、現在、市内に661戸の空き家があることを確認いたしております。

お尋ねの危険老朽家屋につきましては、明確な基準等がないことから、その件数や場所なども含め詳しい状況はつかめておりませんが、これまでに市民の皆様からの相談を受け、現地の確認を行った中で、危険老朽家屋と思われるものについては、都市計画区域内において、現在９件確認いたしております。

次に、２点目の山鹿市空き家等の適正管理に関する条例の運用についてお答えをいたします。

本条例は、空き家等における倒壊等の事故や火災及び犯罪を防止し、もって市民の安全かつ良好な生活環境の保全に寄与することを目的とし、本年７月１日から施行するものであります。

本条例の空き家等の定義につきましては、建物その他の工作物で常時無人の状態にあるものと規定いたしております。管理不全な状態の空き家等を所有する者に対しまして、指導及び助言や改善措置を講ずることを勧告、命令できることとし、その命令に従わないときは、所有者等の住所及び氏名を公表できるものといたしております。

また、議員ご指摘の助成金につきましては、本条例での規程はございませんが、本市では個人所有の住宅を対象とした山鹿市住宅リフォーム助成事業を実施いたしているところでございます。

なお、現在、条例に規定いたしております山鹿市空き家等対策審議会設置の準備を進めており、設置後は明確な判断基準のもと、的確な条例の施行に努めてまいりたいと考えております。

次に３点目、条例を施行することを市民に周知するため、今月の広報やまがでお知らせを行っておりますが、今後ホームページ等へも掲載し、さらなる周知を図ってまいります。

次に、４点目の居住されている道路に面した危険老朽家屋の対応について申し上げます。

市街地における建築物の維持保全につきましては、建築基準法第８条の規定により、所有者等に常時適法な状態として維持するよう努力義務が課されております。

なお、建築物が倒壊し、道路の交通に支障を及ぼす場合は、市街地に限らず、道路に対する侵害行為を禁止した道路法第43条の規定により、速やかに撤去していただくこととなります。また、そのような状態を放置された場合は、同法第71条の規定により、道路管理者の監督処分として、道路を原状に回復することを命ずるとともに、緊急の際には、市で通行の回復を図る場合もございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

２回目の質問をいたします。

行政として、市民の安心・安全を守ることは第一の責務だと考えます。これは、当局におかれましても同感されることだと思います。

老朽危険家屋をそのままにしておくことは、防災、防犯上のみならず、見逃すことができないことだと思います。そのために、空き家等の正常管理に関する条例が施行されるものだと考えますが、今の状況では強制力がなく、ただ指導と命令に終わるといったものであると言わざるを得ません。

前回も他の自治体が行っておる例を挙げました。市が買い上げて、市営住宅として貸し出すとか、また、家賃の補助を行う自治体があるということを紹介いたしました。今回、質問するに当たり、また調べましたところ、危険老朽家屋というのは、空き家がどんどんそうなってくると、危険老朽家屋の予備軍がその空き家だというふうに考えられます。

そこで、その自治体が考えていますことが、その建物を、そういう危険家屋になる前に寄附をすると。そのためには、いろんな条件があります。そういうことも行っている自治体もあります。また、その危険家屋を撤去する、行政代執行を行っている自治体もあります。山鹿市としてそのようなことも考えて、もっと強制力を持った条例にしたらというふうに考えますが、市のお考えをお聞きいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

２回目のご質問の危険老朽家屋の建物及び土地の市への寄附、及び行政代執行についてお答えをいたします。

自治体の中には、危険老朽家屋の空き家を、所有者からその建物及び土地の寄附を受けて除去する事業に取り組んでおられるところもございますが、本市としましては、山鹿市の寄附採納に伴う受け入れ基準を踏まえまして、その活用計画や管理運営の方針を持たないまま受け入れることは難しいものと考えております。

また、空き家を対象として行政代執行の規定を盛り込んだ条例を制定している自治体、あるいは現に居住されている危険老朽家屋を含めて助言・指導の対象としている自治体もございます。

７月から施行します本市条例におきましては、現に居住されている危険老朽家屋につきましては対象とはなりませんが、空き家等について、行政指導や行政処分などができるようになり、個人の財産に関与することが可能となったことが大きいものと考えております。

今後、その効果があらわれ、改善が図られるように努めてまいります。しかしながら、協力が得られない、あるいは改善が見られないという事案がふえることで、所期の目的が果たせないといった状況になるようであれば、条例の見直しについて

も考えていく必要があると思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

ご答弁ありがとうございました。

まだまだ不十分ではある、また今後、いろいろな見直しをしていくというふうに理解していいのかなというふうに思います。特に、私がおります九日町、あの坂の入り口のところですね。もうそこには、商売をされていますけども、壁が崩れて、観光客の方も、「何ですかね、これは。」というようなことで聞かれることもあります。いろいろよろしくお願いをいたします。

次に、スポーツ施設についてお聞きをいたします。

生涯スポーツとしてのスポーツにつきましては、市長の方針でもあります生涯スポーツの推進、また教育長のハンドボールのまちづくり構想など、市民の健康増進やまちづくりの面で、スポーツを広く市民に行き渡らせるという考えをお持ちであるというふうに思います。そのことを前提としてお聞きをいたします。

１点目、山鹿市民スポーツセンターの代替施設でありますけども、この質問は昨年の６月議会、そしてことしの３月議会には堀議員からの一般質問で行われております。しかし、あえて質問をいたしたいと思います。

各種目の代替地におきますタイムスケジュール､わかりましたら教えてください。

次に、２点目でございます。

ことし９月には、県民体育祭が山鹿の地で行われます。これも、市民のスポーツ熱を高める絶好の機会であるというふうに思われます。県民体育祭に向け、山鹿市内のスポーツ施設等の改修はどのぐらい行われるのかをお聞きをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

横手議員の一般質問、スポーツ施設についての１点目、ごみ焼却施設の建設に伴い、使用できなくなる山鹿市民スポーツセンターのグラウンドやテニスコートの代替施設の検討状況についてお答えいたします。

市民スポーツセンターのグラウンドとテニスコート部分については、ごみ焼却施設の本体工事が始まる平成29年度からの利用ができなくなり、早ければ平成28年度

中におきましても、その使用に支障が生じる可能性があることにつきましては、本年３月市議会におきましてご答弁を申し上げているところでございます。

山鹿市民スポーツセンターの代替施設としては、カルチャースポーツセンター第２次整備計画におきまして、多目的グラウンドやテニスコートなどの整備を計画いたしておるところでございますが、この計画の施設整備の優先順位をつけ、平成27年度から第２次社会資本整備計画とあわせて代替施設の整備に取り組めるよう、関係各課との協議を進めているところでございます。

続きまして２点目のご質問、県民体育祭山鹿大会の開催に備えた施設の改修工事についてお答えをいたします。

現在、市民球場のスコアボード改修工事、カルチャー第１グラウンドや菊鹿グラウンドなどの改修工事のほか、市民プールの修繕などを予定をいたしており、県民体育祭山鹿大会の開催に向け、施設の準備を進めているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

２回目の質問を行います。

１点目の市民スポーツセンターの代替地の件でありますけども、今の答弁では、市民スポーツセンターがいつの時期まで使えまして、新しい施設がいつから使えるのかというのがはっきりわかりません。その件、もう一度、答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、今現在、利用されている利用団体との協議、説明等は行われているのかをお聞きいたします。

次に、２点目の県民体育祭に向けた施設の改修ということですが、県民体育祭が行われますのが十数年に一度、この山鹿の地で行われるというわけです。今、とてもチャンスではないかなというふうに思うわけです。施設充実のチャンスだというふうに考えます。いろんな協会が、山鹿には施設利用者として存在します。その協会の方々との話し合い、また要望等は聞いておられるのかをお聞きいたします。そしてまた、その施設に限らず周辺の整備、例を挙げますと、例えば鹿央体育館の駐車場、山鹿市民スポーツセンターの河川敷の駐車場等、雨が降ったときには、本当にすごい状態になります。多分、知っておられるとは思いますけども、やはり利用者、利用団体の要望を聞いて、いろんな改修に取り組んでいただきたいというふうに思います。執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

まず、スポーツセンターの代替施設がいつから使えるかというふうなご質問だったかと思いますけれども、先ほども申しましたとおり、本年度におきまして、今、第２次整備計画のほうにいろいろと検討を進めているところでございまして、先ほど申しました平成28年には使えなくなるおそれもございますので、整備をなるべく早目に進めていきたいということで現在､検討をしているところでございますので、またはっきりわかり次第、お示ししてまいりたいというふうに思います。

横手議員の２回目のご質問の１点目についてお答えをいたします。

現時点では、具体的な利用制限期間や区域が判明いたしておりませんので、市民スポーツセンターを利用されている団体への説明というのは、まだ行っていない状況でございます。しかしながら、平成26年度中を予定しているごみ焼却施設の基本計画策定とあわせて、焼却施設建設の担当課と協議を行いまして、利用制限期間と区域が確定次第、利用団体への説明を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

２点目の県民体育祭に向けた施設の改修に関し、競技団体からの要望の把握と対応につきましてお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたように、大規模な改修工事等については、各団体等のご意見を参考に予算化を行い､現在､準備を進めておるところでございます｡また、本年度に入って再度、各競技団体とのヒアリングを行っております。この中で競技団体から出された小規模な修繕等の要望等につきましては、予算の範囲内でできる限り要望にこたえられますよう対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

質問ではないんですけども、要望ということで、特に市民スポーツセンターの代替地となりますカルチャーは、この議会にも提案されております指定管理者というふうになります。まだ決定じゃありませんけど、そういうふうに方向づけがなされております。そのときに、今現在、市民スポーツセンターで利用されています方々のことをまた十分に話を聞いていただいて、特に減免申請とか出されている団体等

もございます。その辺を十分理解し、また意見の吸い上げをしていただいて、これから先のスポーツの振興につなげていただきたいというふうに思います。

また、県民体育祭に向けた施設のことに関しましては、もう９月まで時間がございませんので、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、横手君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時03分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時18分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、吉本　政幸君の発言を許します。吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

こんにちは。11番、吉本です。

通告に従いまして、２点、質問させていただきます。

最初に、今定例会に提案されております浄化槽設置事業についてでございますが、この事業については、平成元年より公共下水道事業、農業集落排水事業とあわせ、住環境の向上及び公共用水域の水質保全を目的に行っていると予算説明書に記されております。ただ、この中の農業集落排水事業に関しては、昨年度でありますが、アンケート調査が実施され、集合処理による農業集落排水事業の整備は困難であると判断され、この浄化槽設置事業で整備を推進していくとなっております。このようなことが特別会計の現状と分析に出ております。

そこで、まず１点目、このような中、３月の当初予算に61基の計上がなされておりますが、この基数は、昨年と余り変わらないのではないかというふうに思います。今定例会59基の追加予算が出てきたわけでありますが、なぜこのような形になったのか、まずお尋ねします。

次に、浄化槽整備重点地区についてでありますが、この重点地区という設定がなされたのは、平成22年度よりと覚えております。今回の農業集落排水事業見直しにより、地域が大幅に増加してくるのではないかと考えます。この重点地域の説明と地域の数をお知らせください。

次に、今回の農業集落排水事業区域除外について、周知はどうなされたのか、こ

の除外の判断となったアンケート結果の状況はどうなったのか尋ねます。

最後に、現在までの重点地域においては、上乗せ補助という形で事業目的達成のための推進がなされておりますが、この点、今後どうなるのかお尋ねします。

次に、二つ目でありますが、清浦奎吾伯の像の設置について上げております。ただ、その前段として、清浦奎吾伯を筆頭とした近代の山鹿の偉人たちの顕彰についてお尋ねします。

先般も京都産業大学の創設者である荒木　俊馬氏の顕彰の碑の建立がなされたわけでありますが、委員会でお尋ねしたとき、百人一首という説明があったと思います。平成20年度より平成25年まで、毎年３名から５名という形で小冊子の発行がなされておりますが、残りの方々がかなりいらっしゃるようです。今後、現在の発行状況からすると、どうなるのか気になります。その点、お尋ねします。

また、偉大な業績を残されたことについては、市民の方々も興味がある方、また近親者といいますか、そのような方であればわかることだろうとは感じますけれども、我々にとっても偉大な業績を残されたことに対し、誇りに思えますし、また同時に、子供たちとしては大きな励みとなることです。市としても、しっかりとした顕彰、周知を進めるべきと考えます。この点、どうされていくのかお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

吉本議員の一般質問の浄化槽設置整備事業についての１点目、浄化槽設置整備事業の補正の経緯についてお答えをいたします。

平成26年度浄化槽設置整備事業の当初予算につきましては、近年３カ年の平均設置基数程度を想定しておりましたが、農業集落排水事業の計画区域の見直しによる合併浄化槽重点地域の拡大に伴い、４月から５月上旬までに事業の申し込みが急増し、当初想定基数61基の８割を超えたため、今回59基分を追加し、合計120基としたものでございます。

ご質問の２点目、合併浄化槽整備重点地域についてお答えいたします。

合併浄化槽整備重点地域につきましては、公共下水道事業の計画区域に属さない地域であり、農業集落排水事業の計画区域のうち本市が特定した地域を重点地域として取り扱っておりましたが、平成25年11月に開催いたしました山鹿市農業集落排水事業推進協議会において、現行の未整備処理区を集合処理することは困難であるとのご審議により、今後は農業集落排水事業の計画区域から除外し、合併浄化槽の

設置を推進していくことと方針を転換したものでございます。このことにより、公共下水道事業の計画区域と農業集落排水事業の実施区域以外の山鹿地区の27地域、鹿北地区の21地域、鹿央地区の15地域、計63地域を合併浄化槽整備重点地域と設定したところでございます。

次に、ご質問の３点目、農業集落排水事業の計画区域から除外の周知についてお答えをいたします。

農業集落排水事業の計画区域から除外の周知につきましては、生活排水処理に関するアンケート調査の結果報告及び今後の排水処理についての文書を本年４月１日付で調査を実施しました全戸に、合併浄化槽設置整備事業補助金の申請要領を添えて配布をしたところでございます。

次に、ご質問の４点目、生活排水処理に関するアンケートの結果についてお答えをいたします。

生活排水に関するアンケート調査につきましては、42行政区、配布戸数1,861戸に対し、回答数1,331戸で、回収率71.5％の回答をいただいております。

今後の排水処理に対する回答では「改善の予定はない」「現状のままで支障がない」との回答が全体の60％を占めておりまして、次に「農業集落排水事業を希望する」が27％、「合併浄化槽事業を希望する」が13％の順となっております。また、現在の状況としまして、既に合併浄化槽を設置している割合も46％と約半数を占めており、くみ取りとトイレのみの単独浄化槽が54％という結果でございました。

次に、ご質問の５点目、合併浄化槽設置整備補助の継続についてお答えをいたします。

浄化槽設置整備事業は、河川などの公共的水質保全及び生活環境の改善、生活基盤の整備などに即効性の高い事業であると考えております。以上のことを踏まえまして、平成25年度に、新たな浄化槽設置整備事業を含めた生活排水処理計画を策定し、計画期間を平成26年度から５カ年間、設置基数を410基と計画したところでございます。現在、山鹿市が独自に行っております浄化槽重点地域整備事業、通称上乗せ補助でございますが、通常の浄化槽設置に対する補助に加え、できる限り早期に浄化槽を設置することを助成するための事業として、平成22年度より５カ年計画で実施しているものであり、本年度が最終計画年度となっております。

今後も、生活排水処理計画にのっとり、未整備区域における浄化槽設置整備事業を積極的に推進し、所期の目的を達成するために取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

吉本議員のご質問、偉人シリーズの今後及び業績の周知についてお答えをいたします。

山鹿の偉人シリーズについては、それぞれの分野で活躍をされた方々100名の顕彰を目的に、昨年度末までに29名の方々を取り上げ、小冊子を作成しているところでございます。この冊子については、管内小中学校及び関係機関への配布を行い、広くその業績を周知しているところでございます。しかしながら、これから偉人シリーズに取り上げようとしている方々は、もともとの資料数も少なく、特に写真等がない方がほとんどでありまして、現在の冊子レベルで原稿を執筆するのは非常に困難な状況となっております。

一方で、情報の数は少なくとも、その業績を地域に残していくべき偉人たちは数多く残っておられます。そこで、残りの70数名の方につきましては、これまでのようにお一人の業績を一冊にまとめて刊行するのではなく、残りの方全員を３冊程度に分けまして発刊できればと思っておるところでございます。

次に、偉人の業績につきましては、これまで作成をいたしました大型の写真パネルを利用いたしまして、現在、各市民センターや公共施設などで巡回展示をして、その業績の周知に活用をしているところでございます。また、新設される市民交流センターや図書館におきましても、こうしたパネル等を活用して企画展を開催する予定でございます。

今後も、こうした冊子や機材等を活用いたしまして、多くの市民の方々に郷土の偉人について知っていただく機会を提供してまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

浄化槽設置事業については、平成22年、重点地域が設定された年は、当初予算の80基の計上に対し、114基の設置がなされた経緯もあります。対応はこれで可能ではあると思いますが、推移を注視していかなければいけないように感じます。

市の総合計画では、農業集落排水事業の計画として、計画目標人口が、これは平成22年までになっておりますけれども、３万2,693名、水洗化目標人口が２万3,897名と出ております。さきに取り上げた農業集落排水事業特別会計の分析では、水洗

化人口が、平成24年までですけれども、１万3,107名となっております。人口減少、それから合併浄化槽の設置された人も考えると、数字的にはそれなりのものとなると思いますが、農業集落排水事業を考えておられた方々もいらっしゃるのは事実です。でき得る限り助成等を行い、住環境の向上、水質保全に努めるべきと考えます。検討を願うものです。

２点目の顕彰については、いろいろ企画等はされているようであり、今後ともしっかりとした対応をお願いしておきます。

最後に、市長にお尋ねというか、要望をさせていただきます。

先ほど申しました近代の偉人の筆頭でもあると思います清浦伯の像を新庁舎整備に合わせ、移設か、建立かできないかということです。他の地域の自治体の庁舎等に伺うと、全てではございませんけれども、何らかの銅像の建立があっているように感じます。特に我が市の清浦伯に関しましては、ご存じのとおり、熊本県下初の総理大臣であり、その以前に司法大臣３回、農商務大臣、国務大臣を歴任された後、当時、総理大臣は、俗に言う明治維新の薩摩・長州の出身者が交互に務めていた状況下での就任であったと聞いております。また、地元の当時の鹿本中学校と思いますけれども、勉学の奨励のため多くの増資をされたり、清浦賞を通し優秀な生徒の輩出に協力されたと聞きます。このような偉大な方が山鹿市より出ておられるということを、市内はもちろん、市外から来られた人々に周知すれば、いろんな意味で山鹿のＰＲにもつながると考えます。建立となれば、それ相応の金額が必要になると思います。隈部　親永公の例もありますので、検討をぜひともお願いしたいと思います。どのように考えておられるか、お聞きしまして、質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの吉本議員の２回目の質問、清浦伯の銅像の新庁舎への移転や建立の要望についてお答えします。

現在、清浦伯の銅像については、鹿本市民センター玄関横に１基、清浦記念館駐車場及び館内に２基があります。センター玄関横については、ライオンズクラブ設立10周年記念として贈呈されたものでございます。また、記念館内の胸像については、著名な彫刻家、松田　尚之氏による寄贈であります。記念館駐車場の立像については、当時の鹿本町民の皆様や鹿本町出身者の方々の浄財、並びにライオンズクラブ設立20周年記念として建設されたものであります。

清浦伯につきましては、県内初の総理大臣として、山鹿市全体の誇りでもありま

すが、これまで寄贈建立された像は、建設当時の内容、場所、施設等を考慮しての寄贈であり、寄贈された方々の思いを勘案すると、現在地からの移転は考えにくいかと考えます。また、現在のところ、新庁舎に清浦伯等の地域の偉人にかかわる銅像、記念碑等の建設予定はございませんが、こうした公共空間におけるモニュメント等の新設については、多くの市民の方々による時間をかけた機運の醸成を見守ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

以上で、吉本君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

14番議員の永田　紘二であります。

発言通告に基づきまして、一般質問を２点させていただきます。

まず１点目は、平成27年度以降を見据えた平成26年度の業務について、二つ目は合併特例債についてであります。一問一答でお願いをしたいと思います。

まず１点目の平成27年度以降を見据えた平成26年度の業務についてお尋ねをします。このことについては、平成26年３月議会で、平成26年度は合併10年目の節目の年であります。国の財政支援が終了する年でもあります。平成27年度以降に向けて、平成26年度の行事・業務についてお伺いをいたしました。ご答弁では、行事については４月の組織改編、９月には県民体育祭の地元の開催、９月末には新庁舎などの１次工事が完了する、10月には新庁舎及び地域交流センターの落成式を予定している、10月20日から新庁舎における業務の開始と同時に、平成27年度の予算編成、１月には合併10周年の記念式典を予定しているということでありました。また、業務につきましては、国の財政支援、地域交付税の算定特例期間を終了する、平成27年を見据えて、まずは10年間の歩みの検証をしたい、平成27年度以降の行財政運営に係る財政健全化に向けての改革プランの策定及び400本以上の事務事業の見直しをせないかん、そして山鹿市第２次総合計画の策定など、多くの事務事業を手がけていかなければならないという報告でありました。通常の行政サービスに加えて、行事などほかにもさまざまな行政活動が集約されて、極めて特別な年になります。まずは、これらを職員一人一人が十分に理解をし業務に当たられなければ、いろいろな面で支障を来すことになりますという答弁がございました。あえてここでご質問をしたいわけであります。

このような膨大な行事を処理しながら、大変な業務をこなしていく必要があると

思います。具体的にそれぞれの業務の内容、それからスケジュール及び体制についてお尋ねをします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

ご質問の平成26年度に行う各種計画の策定・見直しなどの業務についてお答えをします。

議員、ご案内のとおり、本年４月に新たな組織による事務をスタートした中で、県民体育祭山鹿大会、新庁舎への機能移転、合併10周年記念式典など多くの行事を予定いたしております。加えまして、今後のまちづくりの指針となります山鹿市第２次総合計画を初めとした各種計画の策定や見直しなどの業務を行うことといたしておるところでございます。

まず、計画策定につきましては、第２次社会資本整備計画を財政健全化戦略会議において策定してまいります。本計画は、平成27年度以降５年間の社会資本の整備について取りまとめるものでございますが、その内容を受けて、新市建設計画の変更や第２次山鹿市総合計画につなげていくものであります。

一方、財政健全化に向けた改革としましては、人件費改革、補助金改革、民間活力の推進に取り組んでまいります。また、合わせて400本を超える全ての事務事業の見直しについて、財政健全化戦略会議を中心に精査してまいります。

そして、これらの計画策定や改革への取り組みを定めていくために不可欠なものが、合併の検証であります。これは、合併協定項目の進捗状況を初め、市民意識の変化や財政状況の推移などにより検証し、その結果をもとに各種計画の策定や財政健全化への取り組みにつなげていくものであります。

なお、これらの業務につきまして、平成27年度の予算編成に反映させるため、８月から年末にかけて進めていくことといたしております。また、今年度から来年度にかけて、平成28年度から始まります第２次山鹿市総合計画の策定に取り組んでまいります。この計画では第１次総合計画を検証しつつ、今後の人口減少、少子高齢化、そして交付税算定特例の期間終了を見据えた計画づくりを進めてまいります。

その策定体制としましては、総合計画策定委員会において、基本構想、基本計画の素案を検討し、このうち基本構想の素案については、山鹿市総合計画審議会に諮問することとなります。そのほか、第３次定員適正化計画の策定や新市建設計画の見直し、過疎計画の見直しを今年度に行います。

このように、合併10年目を迎えた本年度は、タイトなスケジュールの中で数多く

の行事、業務を実行していかなければなりません。そこで、職員一人一人がしっかりと現状を認識し、事に当たっていかなければならないと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

平成26年度の業務につきまして、２回目の質問を行います。

市長にお伺いをしたいと思います。

今まで報告がありました。すなわち平成26年度は、通常の行政に加えて、行事などのほかにさまざまな行政活動が集約されて、極めて特別な年であるということを理解します。これに対しては、再度申し上げますけれども、職員一人一人が十分に認識して業務に当たらないと、いろいろな面で支障を来すと報告をされてあります。

そこで、市長にお尋ねします。

行政のトップとして、リーダーとして、この行事と業務に対してどのような捉まえ方をされているのか、どのように進めていきたいと思われているのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

２回目、終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま総務部長が申し上げましたとおり、平成26年度は、これまでの歩みを踏まえた新たな10年のスタートに備える重要な年であります。通常の行政サービスに加え、さまざまな行事の執行及び各種計画の策定、見直しなど、これから約半年間にたくさんの業務が集中いたします。このことを私自身が十分に認識し、揺るぎない信念と行動力を発揮し、この大変重要な時期を職員と一緒になって乗り切っていく覚悟でございます。

以上です。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

先ほど来から何回も申し上げますけれども、平成26年度が山鹿市の将来に対して非常に大事な年であるということを職員の皆様方も理解されていると思いますし、市長みずから今、しっかとリーダーシップをとってやっていきたいということでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

２点目の質問をしたいと思います。

合併特例債についてお尋ねをします。

平成17年１月に１市４町が合併をいたしました。国は、市町村合併に対して、10年間の財政支援対策として合併特例債の優遇措置を示しました。本市も、合併特例債の発行を計画されました。合併特例債の発行状況、今後の計画について３点、まず一つは、合併特例債の当初計画に対して、発行状況、総額、充当事業、どうなっているのかということ。二つ目、新市建設計画及び第１次社会資本整備の整備状況はどうなっていますか。３点目であります。発行期限が５年間延長されましたが、発行計画は当初とどういうぐあいに変わりましたか。この３点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

合併特例債の発行状況につきましてお答えをいたします。

本市の特例債発行限度額は、248億2000万円です。この限度額に対し、合併から10年間の社会資本の整備に係る発行予定額を165億円と定めております。このうち、平成25年度末における発行総額は66億7960万円であります。

発行額の内訳につきまして、事業ごとに申し上げます。

道路関係経費で12億9080万円、学校規模適正化事業で６億6020万円、総合支所再編整備事業で５億9710万円、防災情報通信施設整備で６億9570万円、地域情報通信基盤格差是正事業で３億1340万円、農道整備事業で３億8990万円、プラザファイブ再生支援事業で２億3940万円、水道施設整備ほか３事業で1億4620万円、そして、現在進めております新庁舎整備で23億4690万円となっております。これに、平成26年度の当初予算に計上しております24億3250万円を加えた10年間の発行予定総額は、91億1210万円になります。合併後における社会資本整備につきましては、ご承知のとおり、合併支援道路の整備、さくら湯の再生、防災情報通信施設の整備、各総合支所再編整備は既に完了いたしております。また、地域情報通信基盤格差是正事業、安全・安心な学校づくりの学校施設の耐震改修、新庁舎整備事業につきましては、計画期間内に完了予定であります。しかしながら、学校規模適正化事業につきまし

ては、当初計画に対し、事業費ベースで約25％の進捗状況にあります。

次に、特例債の発行期間の延長に伴います向こう５年間の発行計画につきましては、発行基本額の165億円を堅持しながら、現在、財政健全化戦略会議において進めております、向こう５年間にわたる第２次社会資本整備計画策定にあわせまして、交付税の算定特例終了を見据え、財政規模に応じた適正水準を確保しながら精査してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

合併特例債につきまして、２回目の質問を行います。

これも市長にお伺いをしたいと思います。

合併特例債は、今、具体的にご報告がありました。当初計画、10年間の発行では、発行限度額が248億2000万円、そのうちの165億円を合併特例債を発行して事業をやっていきたいという当初計画のようであります。

平成25年度末までに66億7960万円発行している、平成26年度に24億3250万円発行予定であると。平成26年度予算の中にも入っているはずであります。10年間で91億1210万円、すなわち55％しか当初計画を消化していないというのが現状であります。たまたま合併特例債の期間が５年間延びました。延びたので、165億円を今から消化をしていきたいというのが、プラス５年間の延びても、当初の計画どおりいきたいということだろうと思います。最小限度にどうしてもやらなきゃいけない事業については、特例債を活用して有利なときにやろうということだったと思いますが、今から平成27年度以降に、まだ73億8000万円発行をしていかないかんというのが現状であります。特に学校規模適正あたりは、６億円しか使っていない。また、将来的にも、実施計画等も見えていませんけれども、本当に計画どおりに進められるのか、進めていくのか、市長のご決断、どういう決断を持っておられるのか。また、この問題に対しての認識なり決意がありましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

永田　紘二議員の一般質問の２点目、10年間の社会資本の整備状況に対する私の考えについて申し上げます。

先ほど総務部長が申し上げましたように、合併から10年間、さまざまな社会資本の整備に取り組んでまいりました。新庁舎もいよいよ完成のときを迎え、10月には新しい庁舎で業務が始められる運びであります。そのほか、さくら湯の再生など、おおむね当初計画のとおり、一定の成果を得られつつあるものと考えております。しかしながら、学校規模適正化事業につきましては、地元や関係者の方々に多大なご尽力をいただいたものの、平成23年度において、文部科学省及び熊本県から学校施設の耐震化にかかわる強力な要請を受け、小中学校の耐震改修を優先せざるを得なくなり、結果、計画の先送りを余儀なくされたところもあります。この結果責任は、行政を預かる長として真摯に受けとめ、第２次社会資本整備計画において、首長として強い信念を持って取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

質問ではございませんけれども、先ほど来から平成26年度の事業、非常に大変である、皆さん方一人一人、非常にリスクをからって、ご努力していただきたいなと思いますし、ここで一つだけ、９月議会でもう一回お尋ねしたいということをお話をしておきます。というのは、今から使う73億8000万円の事業ごとの内訳、どういう形で予算を組んでいくのかということであります。それから、最終的には165億円の特例債を活用したときに、事業は165億円やったけど、それに対する市民のリスクがどれぐらいのリスクがあったのか、その辺の内容分析をしていっていただきたいと思います。

とにかく大変な年だと思います。市長初め、しっかり頑張っていただきますようにお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で永田君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号　固定資産評価員の選任についてから議案第74号　人権擁護委員の推薦についてまでの３案件は、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第74号までの３案件は委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２、委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第72号から議案第74号までを除く全案件をお手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後０時01分　散会

～～～

６月１７日(火曜日)

平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成26年６月17日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第63号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
議案第64号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第65号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号））
議案第67号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例
議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）
議案第70号　財産の取得について
議案第71号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第72号　固定資産評価員の選任について
議案第73号　人権擁護委員の推薦について
議案第74号　人権擁護委員の推薦について
（委員長報告）
討　　論
採　　決

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第63号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
議案第64号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第65号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号））

議案第67号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例
議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）
議案第70号　財産の取得について
議案第71号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第72号　固定資産評価員の選任について
議案第73号　人権擁護委員の推薦について
議案第74号　人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　議案第75号　工事請負変更契約の締結について

○

出席議員（18名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

欠席議員（２名）

４番	稲葉	昇君
９番	藤原	豊君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長	金光一誠君
経済部次長	西田博之君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
財務課長	木下実君
福祉課長	野田勝年君
建設課長	大坂榮一君
山鹿市民医療センター経理課長	永田臣司君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君

議事係長　小山　天君
書記　高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

会議に先立ちまして、本日17日、桂宮　宜仁親王の斂葬の儀がとり行われます。山鹿市議会におきましても、改めて衷心よりご冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと思います。傍聴席の方におかれましても、ご一緒にお願いいたします。ご起立をお願いいたします。黙祷。

［黙祷］

○議長（藤原　弘君）

黙祷を終わります。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第63号～議案第74号

○議長（藤原　弘君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第63号から議案第71号及び議案第72号から議案第74号までの全案件を議題といたします。

○

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）

議案第64号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第65号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号））

議案第67号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例

議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）

議案第70号　財産の取得について

議案第71号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について

議案第72号　固定資産評価員の選任について

議案第73号　人権擁護委員の推薦について

議案第74号　人権擁護委員の推薦について

○議長（藤原　弘君）

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案２件についてご報告いたします。

去る６月10日、午前10時から、本庁３階第１会議室におきまして、委員１名欠席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、経営体育成基盤整備事業を展開する長坂地区及び現在、建設中の市役所新庁舎の２カ所を現地調査いたしました。

最初の視察先、長坂地区では、農地の区画整理や水路、農道の整備を行い、農地の利用集積を進めることで、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目的に、熊本県と共同で取り組まれている経営体育成基盤整備事業について、熊本県鹿本地域振興局農地整備課より事業概要の説明を受けました。

長坂地区では、造成から40年以上を経過する用水路を中心に老朽化が進んでおり、平成24年度からは機能回復のため再整備が行われており、平成25年度には用水路、排水路及び堀田堰の改修工事が完了していることから、その現況を確認いたしました。

次に、２カ所目の視察先である建設中の市役所新庁舎では、新庁舎の各フロア並びに隣接して建設されております市民交流センターのホール及び図書館を視察し、建設担当者から、工事の進捗状況について説明を受けました。

現地調査後、午後１時30分から委員会を再開し、最初に建設部所管の議案を、その後、経済部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

福祉厚生常任委員会の６月定例会の委員会審査について、ご報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案４件であります。

去る６月11日、午前10時から、本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、現地調査を行いました。

まず、鹿本総合支所再編整備事業後の現状を確認するため、鹿本市民センターの現地調査を行いました。鹿本市民センター長より執務室、図書館２階のデッキ・シャワー室等の改修及び支所庁舎解体に伴う駐車場整備等についてご説明をいただきました。

次に、新たなごみ焼却施設建設に向けた取り組みの現状を確認するため、市民スポーツセンターの現地調査を行いました。社会体育課より市民スポーツセンターの現在の利用状況及び環境課より焼却施設建設に向けたスケジュール等について説明を受けました。

次に、小規模多機能型居宅介護事業所と介護予防拠点事業所を併設した施設、小規模多機能ホームうすづかの現地調査を行いました。ここは、市立の養護老人ホーム福寿荘の跡でありまして、閉鎖されたことを受け、介護保険事業計画の中で選定され、平成26年４月にオープンした施設であります。施設長から施設の運営方針、施設の概要等について説明を受けました。

その後、昼食のため暫時休憩し、午後１時から、現在建設中である新庁舎の内部を見学させていただきました。

現地調査終了後、午後２時から委員会を再開し、慎重に審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第65号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第67号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案５件であります。

去る６月12日、午前10時から、本庁３階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。

調査先は、ことしの４月に、山鹿地域では初めて知的障害のある生徒の皆さんのための高等部の分教室として、鹿本商工高等学校に開設されました県立菊池支援学校高等部山鹿分教室及び現在、９月中の完成を目指し、第一期工事が進められております市庁舎並びに併設の市民交流センターの工事現場の２カ所といたしました。

最初の視察地、山鹿分教室では、初めに熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課、栗原課長の挨拶に続き、菊池支援学校の高橋校長並びに鹿本商工高等学校の柿下校長からは、分教室が開設されるまでの経緯や、開設後の活動状況等について説明を受けました。

菊池支援学校の高橋校長からは、分教室に籍を置く６名の生徒の皆さんが、日々、生き生きと通ってこられる様子や、山鹿分教室の教育基本方針、または目指す生徒像など、広く運営に関する理念等について話を聞くことができました。特に、年間を通じた学習活動の中でも、市の公有地を生かした農園芸作業の体験活動や総合的な学習の時間を利用し、山鹿の伝統や文化について学ぶ山鹿講座の開講、あるいは鹿本商工生とのさまざまな行事を通じた交流及び共同学習などは、生徒と地域の交流、地域と学校の連携を図る上で高く評価できるものであります。

その後、分教室での授業の様子、それに専用施設の見学、最後には、平成28年度には改修を終え、専用校舎となるセミナーハウス等を視察いたしました。

次に、２カ所目の視察地である、現在、建設工事中の市庁舎へ移動し、係員の誘導で建物内に入り、最上階から順に各フロアを巡回した後、市民交流センターを見学し、工事の担当者からは、作業の進捗状況や、完成後の用途などについて詳しく説明を受け、調査を終えました。

現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開いたしました。

議案審査に先立ち、４月１日付人事異動による職員の紹介を受けた後、初めに教

育部所管の議案を、その後、総務部所管の議案を慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第１号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第68号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号　財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第63号から議案第66号までの４案件を一括採決いたします。議案第63号から議案第66号までの４案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第67号から議案第68号までの２案件を一括採決いたします。議案第67号から議案第68号までの２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号から議案第71号までの２案件を一括採決いたします。議案第70号から議案第71号までの２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号　固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第73号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第74号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま議案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（藤原　弘君）

お諮りいたします。

この際、議案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○

日程追加

日程第２　議案第75号　工事請負変更契約の締結について

○議長（藤原　弘君）

日程第２、直ちに議題といたします。

議案第75号について、提案理由の説明を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第75号　工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年９月21日に締結しております山鹿市庁舎建設工事について、このたび変更契約を行うに当たりまして､議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものであります。

今般の賃金等の急激な変動に伴い、山鹿市公共工事請負契約約款第25条第６項、インフレスライド条項の規定に基づき、請負額の変更を行うものであります。

なお、今般の変更に当たっては、国土交通省、また熊本県より趣旨を踏まえ、適切に取り扱う旨、要請があっております。

契約事案について申し上げます。

契約の目的は、山鹿市庁舎建設工事、変更後請負代金額は44億9666万3000円、今回、変更による増額は4938万8000円、契約の相手方は株式会社大林組九州支店、常務執行役員支店長林　雅仁、福岡市博多区下川端町９番12号であります。

なお、本変更契約については、去る６月６日に仮契約を締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分　休憩

○

午前10時35分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

閉　会

○議長（藤原　弘君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成26年（第２回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時37分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　藤　原　　弘

山鹿市議会議員　横　手　　啓　介

山鹿市議会議員　永　田　　紘　二